

平成30年 6月11日開会  
平成30年 6月19日閉会  
(定例第2回)

# 田布施町議会会議録

田布施町議会事務局

# 目 次

第1号（6月11日）

|                |    |
|----------------|----|
| 告 示            | 1  |
| 招集議員           | 1  |
| 議事日程           | 2  |
| 本日の会議に付した事件    | 2  |
| 出席議員           | 3  |
| 欠席議員           | 3  |
| 事務局出席職員者職氏名    | 4  |
| 説明のため出席した者の職氏名 | 4  |
| 開 会            | 4  |
| 会議録署名議員の指名     | 4  |
| 会期の決定          | 4  |
| 諸般の報告          | 5  |
| 一般質問           | 5  |
| 10番 石田 修一議員    | 5  |
| 4番 西本 篤史議員     | 11 |
| 3番 松田規久夫議員     | 16 |
| 5番 國本 悦郎議員     | 23 |
| 7番 瀬石 公夫議員     | 35 |
| 5番 河内 賀寿議員     | 42 |
| 11番 竹谷 和彦議員    | 44 |
| 議案第30号         | 49 |
| 議案第31号         | 49 |
| 議案第32号         | 49 |
| 議案第33号         | 49 |
| 議案第34号         | 49 |
| 議案第35号         | 49 |
| 議案第36号         | 49 |
| 散 会            | 51 |
| 署 名            | 52 |

第2号（6月19日）

|                    |     |
|--------------------|-----|
| 議事日程               | 5 3 |
| 本日の会議に付した事件        | 5 4 |
| 出席議員               | 5 4 |
| 欠席議員               | 5 5 |
| 事務局出席職員職氏名         | 5 5 |
| 説明のため出席した者の職氏名     | 5 5 |
| 開　　会               | 5 5 |
| 会議録署名議員の指名         | 5 5 |
| 議案第30号             | 5 5 |
| 議案第31号             | 5 5 |
| 議案第32号             | 5 5 |
| 議案第33号             | 5 5 |
| 議案第34号             | 5 5 |
| 議案第35号             | 5 5 |
| 議案第36号             | 5 6 |
| 議案第37号             | 5 7 |
| 閉会中の継続調査（特定事件）について | 5 8 |
| 議員派遣について           | 5 8 |
| 閉　　会               | 5 8 |
| 署　　名               | 5 9 |

田布施町告示第 25 号

平成 30 年第 2 回田布施町議会定例会を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 101 条第 1 項の規定により、次のとおり招集する。

平成 30 年 5 月 28 日

田布施町長 長信 正治

1 期 日 平成 30 年 6 月 11 日

2 場 所 田布施町議会議事堂

---

○開会日に応招した議員

畠中 孝議員  
西本 篤史議員  
谷村 善彦議員  
林山 健二議員  
石田 修一議員  
竹谷 和彦議員

松田規久夫議員  
國本 悦郎議員  
瀬石 公夫議員  
河内 賀寿議員  
木本 睦博議員  
清神 清議員

---

○6 月 11 日に応招した議員

なし

---

○応招しなかった議員

なし

---

平成29年 第6回（定例）田 布 施 町 議 会 会 議 録（第1日）

平成30年6月11日（月曜日）

---

議事日程（第1号）

平成30年6月11日 午前9時00分開会

- |       |                                                                                                                              |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名                                                                                                                   |
| 日程第2  | 会期の決定                                                                                                                        |
| 日程第3  | 諸般の報告<br>例月出納検査の報告<br>報告第1号<br>繰越明許費の報告について（平成29年度田布施町一般会計予算）<br>報告第2号<br>繰越明許費の報告について（平成29年度田布施町下水道事業特別会計予算）<br>各常任委員会の調査報告 |
| 日程第4  | 一 般 質 問                                                                                                                      |
| 日程第5  | 議案第30号<br>専決処分の承認について（田布施町税条例等の一部を改正する条例）                                                                                    |
| 日程第6  | 議案第31号<br>専決処分の承認について（田布施町都市計画税条例の一部を改正する条例）                                                                                 |
| 日程第7  | 議案第32号<br>専決処分の承認について（田布施町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）                                                                               |
| 日程第8  | 議案第33号<br>田布施町税条例の一部を改正する条例                                                                                                  |
| 日程第9  | 議案第34号<br>田布施町公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例の一部を改正する条例                                                                           |
| 日程第10 | 議案第35号<br>田布施町都市公園条例の一部を改正する条例                                                                                               |
| 日程第11 | 議案第36号<br>田布施町営住宅管理条例の一部を改正する条例                                                                                              |
| 日程第12 | 常任委員（経済厚生委員会）の選任                                                                                                             |

---

本日の会議に付した事件

- |      |            |
|------|------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定      |
| 日程第3 | 諸般の報告      |

例月出納検査の報告

報告第 1 号

繰越明許費の報告について（平成 29 年度田布施町一般会計予算）

報告第 2 号

繰越明許費の報告について（平成 29 年度田布施町下水道事業特別会計予算）

各常任委員会の調査報告

日程第 4 一 般 質 問

日程第 5 議案第 30 号

専決処分の承認について（田布施町税条例等の一部を改正する条例）

日程第 6 議案第 31 号

専決処分の承認について（田布施町都市計画税条例の一部を改正する条例）

日程第 7 議案第 32 号

専決処分の承認について（田布施町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程第 8 議案第 33 号

田布施町税条例の一部を改正する条例

日程第 9 議案第 34 号

田布施町公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 10 議案第 35 号

田布施町都市公園条例の一部を改正する条例

日程第 11 議案第 36 号

田布施町営住宅管理条例の一部を改正する条例

日程第 12 常任委員（経済厚生委員会）の選任

---

出席議員（12 人）

|      |    |      |      |         |
|------|----|------|------|---------|
| 1 番  | 畠中 | 孝議員  | 3 番  | 松田規久夫議員 |
| 4 番  | 西本 | 篤史議員 | 5 番  | 國本 悦郎議員 |
| 6 番  | 谷村 | 善彦議員 | 7 番  | 瀬石 公夫議員 |
| 8 番  | 林山 | 健二議員 | 9 番  | 河内 賀寿議員 |
| 10 番 | 石田 | 修一議員 | 11 番 | 木本 睦博議員 |
| 12 番 | 竹谷 | 和彦議員 | 13 番 | 清神 清議員  |

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（1 人）

---

事務局出席職員職氏名

|      |       |    |        |
|------|-------|----|--------|
| 事務局長 | 森本 充君 | 書記 | 神田 伊織君 |
|      |       | 書記 | 木村 朋子君 |

---

説明のため出席した者の職氏名

|        |        |         |         |
|--------|--------|---------|---------|
| 町 長    | 長信 正治君 | 副 町 長   | 東 浩二君   |
| 教 育 長  | 尾崎 龍彦君 | 総務企画課長  | 亀田 典志君  |
| 税務課長   | 堀川 誠君  | 経済課長    | 向山 智章君  |
| 建設課長   | 田中 和彦君 | 建設課技幹   | 吉藤 功治君  |
| 町民福祉課長 | 坂本 哲夫君 | 健康保険課長  | 吉村 明夫君  |
| 総務課主幹  | 堀 昌子君  | 健康保険課主幹 | 山本 むつみ君 |
| 会計室長   | 惠元 朗夫君 | 学校教育課長  | 本城 嘉也君  |
| 社会教育課長 | 中田 正美君 | 社会教育課主幹 | 氏下 孝二君  |
| 代表監査委員 | 常見 京平君 |         |         |

---

午前9時00分開会  
(ベル)

○議長（清神 清議員） 平成30年第2回田布施町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。  
冒頭に、5月31日に國安議員がお亡くなりになりました。故人の遺徳をしのび、御冥福をお祈りするため、ただいまより1分間の黙祷をささげたいと思います。御起立をお願いいたします。  
黙祷。

[黙祷]

○議長（清神 清議員） お直りください。  
御協力ありがとうございました。御着席をお願いいたします。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

---

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（清神 清議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、畠中孝議員、松田規久夫議員を指名します。

---

日程第2. 会期の決定

○議長（清神 清議員） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月19日までの9日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 異議なしと認めます。したがって、会期は6月19日までの9日に決定しました。

---

### 日程第3. 諸般の報告

○議長（清神 清議員） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日は、例月出納検査の結果報告のため、常見代表監査委員に出席を求めています。

例月出納検査の報告を求めます。常見代表監査委員。

○代表監査委員（常見 京平君） 林山監査委員と私の両名で実施いたしました例月出納検査の結果について御報告申し上げます。

平成30年3月、4月及び5月末における一般会計、特別会計、歳入歳出外現金、一時借入金及び基金の状況は、お手元に配付しております報告書のとおりであります。

現金出納簿、歳入及び歳出計算書、収入通知書、支出命令書、預金通帳などについて検査いたしました結果、現金出納事務は適正に行われ、正確であると認めましたので御報告申し上げます。

以上であります。

○議長（清神 清議員） 次に、報告第1号繰越明許費の報告について（平成29年度田布施町一般会計予算）及び報告第2号繰越明許費の報告について（平成29年度田布施町下水道事業特別会計予算）の2件の報告を求めます。長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、2件の報告事項について、その概要を御説明申し上げます。

まず、報告第1号は、本年3月定例会で議決いただきました平成29年度田布施町一般会計予算（第6号）における繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越計算書により報告するものであります。

繰越事業は、水産物供給基盤機能保全事業、町道補修事業、町道新設改良事業、用途地域見直し事業、町営住宅長寿命化計画策定事業、中学校大規模改修事業（単独分）の6件で翌年度繰越額の総額は3,457万8,000円であります。

なお、各事業の繰越の概要、繰越理由、完成予定時期等は繰越明細書に掲載しております。

次に、報告第2号につきましても、本年3月定例会で議決いただきました平成29年度田布施町下水道事業特別会計予算（第3号）における繰越明許費について、繰越計算書により報告するものであります。

翌年度繰越額は5,051万8,000円で、繰越の概要、繰越理由、完成予定時期は繰越明細書に掲載しております。

以上、報告を終わります。

○議長（清神 清議員） 次に、常任委員会における調査の報告は1件で、お手元に配付した文書のとおりです。地方自治法第121条の規定により、本定例会における議案等の説明のため出席を求めた者及び委任を受けた者の職、氏名は、お手元に配付の文書のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

### 日程第4. 一般質問

○議長（清神 清議員） 日程第4、一般質問を行います。

最初に、石田修一議員。

○議員（10番 石田 修一議員） おはようございます。通告どおり3件の一般質問をさせていただ

きます。

質問形式は一問一答方式です。

最初の麻里府海岸高潮対策工事についてと、2番目の国道整備及び管理について、この2点は答弁者は町長にお願いします。3番目の田布施町の名木について、これは町長、教育長にお願いいたします。

それでは始めます。

最初の尾津漁港整備について。

長信町政1期目の時、町長に麻里府海岸の満潮どきの視察をお願いしたところ気持ちよく引き受け、視察をされました。地球温暖化の影響が以前より水位が上がっており驚かれたと、そのように思います。早速、国・県に陳情していただき、着工となったわけであります。

しかし、現在の工事は大幅におくれているように思います。この整備計画は総工費9億4,400万円、平成23年に着手、平成32年完成予定の工事であります。

そこで、2点お尋ねします。1、現在の工事の進捗状況は何%ぐらいいっておりますか。2、工事が大幅におくれているように思いますが、工事の完成予定はいつになりますか。この2点のまず質問をします。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、石田議員さんの1問目の質問についてお答え申し上げます。

工事の進捗状況についてのお尋ねです。この事業は、国の農山漁村地域整備交付金海岸保全施設整備事業の採択を受け、総事業費9億4,400万円で、護岸改良385メートル、胸壁470メートル、陸閘20基を平成23年から平成32年度で整備する計画で事業をスタートしております。

平成29年度末の工事進捗状況でございますが、胸壁370メートルと陸閘3基が施工済みで、進捗率は43%でございます。

次に、工事完成の予定はいつになるかのお尋ねですが、工事実施に当たり概算要求を国・県に対して要求してまいりますが、平成26年度ごろから概算要求額の約4割程度の配分しかなく、町としましても、4割程度の配分では施工箇所が限定されてまいります。大変苦慮しております。国・県に対して満額配分を強くお願いしているところですが、今後もこうした状況が続きますと、毎年の補助額に合った工事しか実施できず、完成予定にも影響すると危惧しております。

現実に事業の進捗は大幅に遅れておりますので、先ほど述べましたが、引き続き国・県に対して強く予算の満額配分をお願いしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（清神 清議員） 石田議員。

○議員（10番 石田 修一議員） 近年は小型の台風も上陸しておりませんが、現在の状況で満潮どきに台風が来ると、特にC工区です。公民館からあそこの馬島渡船場の先ぐらいまでですが、麻里府の海岸沿いには浸水で大きな被害が出るんじゃないかと、そういうふうに懸念しております。

強ちに予算獲得に動いてほしいと、先ほど強ちに交渉するというお言葉をいただきましたが、特に、先ほど言いましたように工区、麻里府公民館の前から馬島渡船場前までの一番低い箇所だけでも工法、順番を変えてでも早く工事が完成するようにお願いしたいと思いますが、御答弁をお願いします。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 先ほど申し上げましたように、国のほうの状況が、非常に遅れているという状況であります。

理由がよくわかりませんが、政権交代等いろんな状況の中で、10年間という長きにわたる状況の中で変動が多分あったというふうに思っていると、大変、コンクリートから人へとかいうような時期があったりして、大変苦慮した状況であるんですが、一生懸命担当課と協議しながら前へ進めるように努力しておりますので、これからはしっかりとその辺を国に対して要求、県の協力を得て進

めていきたいというふうに思っております。

○議長（清神 清議員） 石田議員。

○議員（10番 石田 修一議員） 今御答弁されましたように、引き続き強力に陳情のほうもお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、2点目、道路整備及び管理についてであります。

国道188号線、麻里府地区の歩道拡幅工事は、この30年度に完成予定であります。交通安全の面からも改善され、地域の住民は、広く、明るくなったと喜んでおります。お礼申し上げます。

県道は、田布施町には7路線あります。うち5路線は既に改良計画中なり拡幅工事、これが行われておりますが、国道188号線は近隣の市町に比べまだまだ整備がおくれているというふうに思います。

具体的には、通学路の麻郷戎ケ下の海側です。路側帯は非常に狭く、いつ事故が起きてもおかしくない状況だと思います。また、八海側にずっと進んでいきますと歩道拡幅が必要な箇所が何カ所かまだあります。引き続き国交省へ陳情をお願いしたい。

道路の管理面については、県道・町道は町と自治会とが連携し、定期的に清掃活動をしておりますが、交通量の多い国道は危険が伴い、自治会は現在清掃活動をしていないというふうに思っております。

国が地元業者に入札し、清掃を依頼していると聞いておりますが、毎年のことでありますが、地域から苦情が出て、初めてその箇所の清掃が行われるというふうな状況が続いております。地域と町が連携をとり、管理の徹底を図ってほしい。

2点、現在、国道の整備で国に陳情している案件というのは今ありますか。

2、管理の徹底を図るため、自治会との連携を密にし、改善を図ることはできないか。この2点についてお願いします。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、お答えします。

2点目の国道188号線の整備に係る管理についてということでございます。

1点目の、現在、国道188号線で国交省の陳情としている案件があるのかとお尋ねですが、現在、鳥越地区、斎藤商事付近から桑原商店酒店付近までの区間の歩道拡幅整備を国土交通省へ要望しております。また、山口県東部高速交通体系整備促進協議会を通じて、国土交通省への要望も行なっております。

現在、現地の交通状況調査等が実施されていると聞いております。

次に、2点目の、管理の徹底を図るために自治会との連携を密にし、改善を図ることは出来ないかとお尋ねですが、国道については、国土交通省が維持管理しておりますが、町道と性格が異なり、自治会等で維持管理できることは限られています。したがって、危険箇所等の通報はしていただければ、直ちに国土交通省へ連絡をいたします。

以上です。

○議長（清神 清議員） 石田議員。

○議員（10番 石田 修一議員） 国道の管理についてであります。清掃を毎年、地元業者10社程度で、国交省だと思いますが、入札し、これは予定価格を大幅に下回って落札しておるように私の調査ではあるんですが、だからかえってそれだけ完全な管理ができないのかというふうに思いますが、国に道路の整備状況を、やはり田布施町の通っておる国道ですので、それだけでも定期的に町のほうで調査し、国交省のほうに積極的に現況を情報提供して、そして、この整備、管理を徹底するという方向をもう一步進めていかれたらというふうに思います。

現実には、国道をこうして走っていると、歩道と車道との間はずっと草が生えて、1年、2年そこを草を取り除いた様子もありませんし、そういうふうなところでもきちっとしておれば、国道といい

ますと、やはり田布施町の玄関というふうに思いますので、その点、こちらが積極的に動くということによって違いが出てくるんじゃないかと、落札しとる金額にしましても、政府のほうは、それは予算を下で取ってくればいいでしょうけど、予算は政府のほうで取っておる、その予算に近い数字ぐらいで落としてもらって、清掃を完全にしてもらうというふうなことが必要じゃないかと思うんですが、これは国に対してしっかり町のほうで突っ込んでもいいんじゃないかと思いますが、御答弁をお願いします。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 石田議員さんには、麻里府地域の188号線については早くから御協力をいただいて、一部は御承知のとおり、議員さんのお近くのほうはどんどんよくなってきておりますが、正直言いますと、まだ麻郷地域に対してはほとんど進んでいない状況であります。

国のほうにももちろん要求しておりますが、山口県の東部高速交通体系ということで、柳井市、188号線の絡んでいる自治体が一生懸命国のほうへその辺についても要望をしておりますし、先般、国交省のほうにも行きまして、直接議長や県との関係の方と一緒に要望をしまいいりました。

田布施はどうなんだということも、逆に国交省のほうから聞かれまして、「いや、こうですよ」と、非常に、歩道が十分でなくて危険箇所がたくさんありますと、できるだけ早くやってくださいという要望はしております。

ただ、なかなか予算の関係もあろうと思うので、できない部分があるのかなと思って、これからも引き続いてこの要望はしていかなきゃいけないというふうに思っております。

同時に、整備ですが今、業者が毎年入札で国道の入札をやっておりますが、私もその辺は予算的にどうかというはちょっとわかりませんが、これはあくまでも国の国道という意味で、県のほうの関係を通して入札をやっておりますので、町からは、報告だけはちゃんと受けております、どこがやりましますよという報告は受けておりますが、予算がどうかというのはこれからもうちょっと研究して、できるだけその辺もしっかりとってほしいという要望はしていかなきゃいけないのかなという思いがしておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（清神 清議員） 石田議員。

○議員（10番 石田 修一議員） この件については引き続き町の玄関ということで、もう少し管理が徹底するように積極的な交渉をお願いしたいと思います。

それでは、最後の質問になりますが、3点目、田布施の名木について。

一般質問通告の時に「名」が金へんを入れておりますけど、金へんをのけてもらわないといけないと思うんですが、名木について。

平成17年3月に田布施町教育委員会が郷土館叢書第9集田布施の名木という題で著書を発行しております。著者は南敦さんです。読売新聞の連載を出しておられますけど、非常に勉強をしておられる方です。南さんを中心に田布施地方研究会の熱心な会員によって、田布施町の貴重な樹木を保護し、教育や観光に役立ててほしいという思いで、大変、みんな、ことだったと思いますが、調査、記録される。

平成17年ですから、この著書の発行は吉本教育長の時です。名木、こんなにあると思いませんでしたけど、45本の名木が紹介されております。

こういう田布施町の名木と題して、立派な冊子が出ております。相当この当時意気込みがあったんだなというふうに思っておるわけですが、ここで3点質問をします。

1、この名木を継承、存続する意思があるかどうか。

2、高齢化も進み、地域で管理するのは限界があると思う。現在、管理はどのようになっているのか。

3、活用について。これは、継承、存続の意思があるとしてでございますけど、この3点について、町長、教育長、御答弁をお願いします。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、最初に私のほうからお答え申し上げるとともに、あとは教育長に引き続いて答えていただきたいというふうに思います。

美しくて豊かな自然に恵まれた田布施町には、古墳を初め由緒ある神社仏閣、名刹、旧家等多数あり、そこには大きな木、珍しい木、由緒ある木などが多数育っております。

こうした多くの貴重な樹木を保護し、教育や観光に役立てたらよいと声が上がり、郷土館において「田布施の名木」の刊行が企画され、広報等での公募を経て、48の名木が選ばれました。平成17年3月に町制50周年記念事業として発行してまいりました。

この名木には当然、桜も入っており、毎年4月に、たぶせ桜まつりやロードレース大会を実施しており、町内外より多くの方が参加し盛大に開催され、本町の観光の主役ともなっております。

町も、この桜並木の消毒・剪定等を毎年実施し、桜保存会や多くのボランティア個人・団体等も草刈り等に、作業に御協力をいただいております。

しかし、ほとんどの名木は個人所有で、その保護や管理は所有者のみではできないケースも多く、こうしたことから地域や多くの人々の協力が不可欠と思います。そのためには、いま一度、名木のみならず、自然・環境・景観・文化財等の果たす役割、重要性を町民の皆さんに再認識していただくことが大切なことだと思います。

そのためにも、こうした冊子等の活用については、関係団体を含め検討してみたいと思います。

あとは教育長のほうにお答えいただきます。

○議長（清神 清議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 失礼いたします。私のほうからも3点についてお答えいたします。

まず、田布施町教育委員会が郷土館の叢書として、第9号として、平成17年3月に発行しました「田布施の名木」は、町制50周年を記念して刊行されたものでありますが、自然に囲まれたふるさと田布施の再発見や自然体験を志す人たちの座右の書となることを願って、約1,000部発行されたものです。

本書の編集に当たっては、広報たぶせで田布施町の名木100選の募集を行い、推薦のあった樹木について専門家による編集委員会を立ち上げて調査・研究を行い、郷土館叢書として発行したものでございます。

編集の内容は、町内から推薦のあった樹木48について紹介されておりますが、田布施町の花であるコバノミツバツツジや龍泉寺のタラヨウの木などについてもわかりやすく掲載されています。

それでは、まず1点目は、この名木を継承し、保存する意思はあるかとお尋ねについてお答えします。

本書は、多くの人の尽力によりまして編集されたもので、選ばれた樹木、名木を継承し、保存することは大変、大切なことだというふうに考えております。

本書につきましては、これまでふるさと再発見の資料としての意義を重視して作成したものであるため、これらの樹木の中には、所有者や周辺地域での保護管理が困難になっている樹木や、樹木そのものが痛んできている状況もあるため、まずは現状を再度把握するため確認作業をまずしていきたいというふうに考えております。

2番目は、地域での管理は限界があるが、管理はどのようにしているかとお尋ねですが、本書の中にも記載されておりますように、名木の保護管理は、所有者のみの力では十分にできません。周辺地域の方々はもちろん、樹木に関心のある有志等の協力も必要になります。

しかし、現状では高齢化や過疎化等の進展により、個人や周辺で保護管理するのが困難になっている樹木も確かにあります。町としましては、保護管理の困難な樹木について管理、保護していきたいという思いはありますが、通常の管理については、所有者や周辺地域の方々をお願いをしていきたいというふうに考えております。

3点目は、田布施の名木の活用についての御質問です。

本書の冒頭には、編集委員で著者でもある南敦氏がみずから選んだ名木は研究・文化・教育・鑑賞、それから、観光等に大いに活用していただきたいと書いておられます。

田布施町の名木は、樹木の植生や樹木の分布等を知る上でも貴重な資料であり、現地に出向いて実際に観察することもできる郷土資料でもあります。本書を次代に残し、また伝承していくことは私たちの使命でもあらうかと思えます。

活用方法につきましては、例えば、わが町スポーツとして実施しているウォーキングコースのコースに活用するなど考えられます。その他、活用方法が幾つもあるのではないかと思います。町文化財審議会や関係団体等とも協議しながら、また、石田議員が御提言していただいております使用方法等についても参考にさせていただきながら、有意義な活用を今後、事務局等を中心にして考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（清神 清議員） 石田議員。

○議員（10番 石田 修一議員） 答弁者のほうは町長でも教育長でも構いませんが、この田布施の名木、これを平成17年に南さんを中心に田布施地方研究会の会員の方々、熱心にこれへ取り組まれた。

その時の意気込みというのは、田布施町の貴重なこの名木を保護し、先ほど教育長が言われましたように、観光・教育に役立ててほしいということで、山の中にある木とか、そういうものもありますけど、調査、それから、記録というのは大変厳しかったと思いますけど、頑張っってこういう調査をされております。

町長も言われましたように、平成17年は名木48本だったけど、今、3本はだめになって、今現在45本というふうに思っていますけど、また調べてみると45本が43本になっておるかもわかりません。そのまだ調査は現実にはしておられないというふうに思います。17年のその気持ちを現在も酌んでいただいて、管理をお願いしたいという気持ちです。

ハゼノキを含めて45本もある名木を、田布施町の美しい自然を守るためにも維持管理をしてほしい。

町には部会推進委員会があります。これは毎年予算を計上して、花の苗を地域に配り、花いっぱい運動を展開しております。名木は、花と違いまして年に一、二度の点検整備で済むと思っております。名木のある場所にもよりますが、毎年やり続ければ手間はだんだんかからなくなってくるというふうに思います。

また、相談窓口を設けて、2、3年に1回程度は、私物も大分ありますから、専門家ばかりじゃありませんので、専門家に木のチェックしてもらおうというふうなことも前向きに検討をしていただいたらどうだろうか、というふうに思いますが、この点について簡単に御答弁をお願いします。

○議長（清神 清議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 最後に申し上げましたように、本町には文化財審議会がございます。その中に今お名前が出ました南先生もまだ元気で御活躍中でございまして、早速、通常から年に一度程度の文化財審議会は開催しておりますけど、いろんな懸案事項がありまして、なかなかこれは題に上がってきませんでしたが、次の会議では名木について、この書籍について、御本人もいらっしゃるのでもって上げていただいて、まずは総合的な御意見をいただいて、今、議員さんがおっしゃいましたように、確実な調査をまずやって、その中でいろんな問題があるということも出てくると思いますので、それについてもどうしていくかということも御審議いただきながら、そういう御専門の方を中心にまた御意見いただきながら、また、経費の必要なものとか、そういうものについてはまた首長部局のほうにも御相談しながら詰めていけたらというふうには一応計画しておるところです。

○議長（清神 清議員） 石田議員。

○議員（１０番 石田 修一議員） 最後にもう一言簡単に答弁お願いしたいと思いますが、素人案でありますけど、この名木を守る会と称してメンバーを募集すると、そして、これの説明というのがまだまだ町民に行き届いていないというふうに思います。興味ある人がおられると思います。

自然のすばらしい郷土への関心を、また、若者たちにもアピールする素材になるわけでありまして、折々に中高生に整備のほうを手伝ってもらい、これ教育にもマイナスにはならないと、プラスになるというふうに思いますので、そして、整備が整った後は、先ほど答弁されましたけど、観光資源として活用もできるというふうに思いますので、この点について、早く具体的に管理ができますようによりしくお願いしたいと思います。簡単に答弁をお願いして、終わりたいと思います。

○議長（清神 清議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 今おっしゃったような形で、木を守れる範囲で守っていきたいと思うんですが、ありがたいことに、ここで言うべきかどうか分かりませんが、今、樹木を、将来、桜の木を大切にしたいという今２０代の前半の本町の若者ですが、それが先般、このたび、そういった専門の大学に入学して、そういうふうに志を持っておりますので、そうした子供たちが地元たちで企業化できて、こういったものの中で専門家として活躍してくれるということで、個人的にもそういった子供にも声をかけて、そういったグループができるように取り組みをしていきたいというふうに思っています。御提案を真摯に受けとめてやっていきたいと思います。

○議員（１０番 石田 修一議員） これで、一般質問をおわります。

○議長（清神 清議員） 以上で、石田修一議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（清神 清議員） 次に、西本篤史議員。

○議員（４番 西本 篤史議員） それでは、自治会の役割についてと、景観法について、一問一答で町長にお願いいたします。

まず、自治会の役割について。

近年、社会経済情勢の変化に伴い、都市化が進む一方で、地域社会に対する住民のかかわりも希薄化し、自治会に入らない方や脱会する方もふえております。自治会は、災害時を初め日常生活の中でさまざまな問題、環境、福祉、安心・安全、防災、子ども育成などを、住民相互が協力、連携して地域をよくしていなければなりません。しかし、今は不明確の点も多いのです。自治会、地域の役割を明確にしてはどうでしょうか。

まず、山口市では自治会の手引きをつくっています。田布施町はあるかということで、これが山口市の手引きです。こういったのをつくっております。田布施町も自治会的な考え方とか自治会の手引き的なものはあるんですが、あと、自治会、行政協力委員の手引き、こういったものがございます。これはあくまで自治会長さんの関係です。だけど、自治会組織についての手引きはないように思います。

また、転入時に窓口で自治会加入の説明をしているかということですが、今の行政協力委員の手引きを見ますと、中に自治会加入のお願いということで、町民福祉課において配付しているんですけども、実際どこまでしているのか。

あと、自治会に入っていない住民は何割か。もともと入らない方、アパートとか、そういう方もいらっしゃるし、反対に自治会へ入っておって脱会だされたという方もいらっしゃると思います。

また、転入時に自治会長や班長の連絡先を書いた挨拶状をつくってはどうかということですが、これは、山口市の自治会の活動の手引きの中に、挨拶状が、フォーマットがありまして、それに自治会長さんの連絡先とか、そういったものを引っ越しされた住民の方にお配りすると、そういうふうになっております。

また、脱会者、未加入者も共益費の支払い、地域行事、地域活動に参加すべきではないかということですが、裁判事例がありまして、県営住宅、これへ入っておられた方が脱会するに当たって裁

判を起こしております。

東京地裁では、共益費、自治会費ともに払えという判決が出ておるんですけども、最高裁は、脱会してもいいけども、脱会した場合、自治会費は払わなくてもいいけど、共益費は払えと、そういう判決が出ております。

言いかえれば、田布施町において仮に脱会したとか、入っていない場合も地区の行事、いろんな参加、地域行事とか、あと草刈りとか、いろんな行事があると思うんですけども、これには当然参加すべきではないかと私は思っております。

また、子ども育成会は地域の役割であると思うがどうかということで、御存じと思いますが、子ども会というのは保育園から高校生まで、これが一応子ども会、共済へ入れる年齢になっておりますけども、子ども育成会というのは、地域の役割ということでなっておると思うんですけども、その辺の役割分担、これが果たして明確に自治会に伝わっているかどうか、その辺も含めて、以上質問いたします。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、西本議員さんの質問に対してお答え申し上げます。

自治会についてでございます。

1 点目は、山口市のような自治会活動の手引きは田布施町にあるかとお尋ねですが、山口市の手引きには、第 1 章に、自治会の基本的な考え方として、自治会の組織や運営、自治会の活動や抱える課題、加入促進の勧めや活動保険等が記載され、第 2 章には認可地縁団体について、第 3 章は連合組織、第 4 章は協働によるまちづくり、第 5 章は自治会活動に関連する市の事業の紹介、最後の第 6 章には、その他、個人の方を対象とした助成制度が記載されています。

田布施町では、平成 13 年に区長制度から自治会制度に移行する際に、手引きとして、自治会への移行及び財政的支援についてや、自治会モデル規約を作成し、各自治会等に配付し、説明してまいりました。現在は、毎年 4 月に実施しております自治会長集会の際に配付しております行政協力委員の手引きを使用しております。

本町では、新しい自治会ができることは少なく、最近では、平成 24 年 2 月に由免自治会が設置されただけで、その際は行政協力委員等に関する規則にある自治会設置届と、コミュニティ活動支援事業要綱にあるコミュニティ活動支援交付金交付団体認定申請書を提出していただいております。

毎年実施しております自治会との意見交換会では、自治会で実施している草刈りも高齢化等により継続が難しいとの御意見もあるため、自治会が抱える課題や自治会活動の役割等を再認識してもらいきっかけづくりとするためにも、田布施町自治会連絡協議会でも御検討いただき、自治会連絡協議会として、先ほど御提言ありました自治会活動の手引きのような資料の作成ができないか、働きかけてみたいと思います。

2 点目は、転入時に自治会加入の説明をしているかと、4 点目の転入者に自治会長や班長の連絡先を書いた挨拶状をつくってはどうかとお尋ねであります。

町民福祉課の住民係の窓口において、転入・転居者の方に、田布施町自治会連絡協議会の名で、自治会加入のお願いの文書に、自治会名や自治会長名を記入して、自治会加入の案内をしております。このことは、行政協力委員の手引きに記載して、自治会長集会で説明させていただいております。

なお、班長名の記載につきましては、自治会の班の境界が未確定であるため、自治会加入のお願いの文書に記載しておりません。

3 点目は、自治会に入っていない住民は何割かとお尋ねですが、自治会未加入の住民割合の実数はわかりませんが、田布施町の全世帯数と自治会に入っていないアパート等を含めて回覧している配付世帯数から見ますと、今年 5 月末現在で、未加入世帯の割合は約 24% と思われます。

5 点目の脱会者、未加入者の共益費の支払い、地域行事、地域活動の参加のお尋ねですが、自治会は、それぞれの規約に基づき、住民の方が自主的につくり、運営される公共的団体でありますので、

各自治会での共益費の徴収の有無やその金額、地域行事・地域活動の内容について、町は把握しておりません。その他、役員の任期、自治会費等も規約をもとに独自で決定されております。

最後の6点目は、子ども育成会は地域の役割であると思うがどうかのお尋ねですが、各地域の子ども会の活動については、それぞれの地域で地域の実情に応じて活動をされております。各自治会の子ども会では、ふれあい活動を通じて地域の連帯感を高め、よりよい地域づくりに活発に取り組んでいる地域もあります。

一方で、少子化等により子供が少ない地域では、活動を自粛し、中止された地区もあると聞いております。

次代を担う子供たちのために、地域住民の皆さんが、地域でどう育てていくのか、自分たちの課題として真剣に考えられるように願っているところであります。

以上です。

○議長（清神 清議員） 西本議員。

○議員（4番 西本 篤史議員） ありがとうございます。

まず、由免、新しい自治会ができたんですけども、できたんですが、子ども会ができていないということで、自治会の手引きとかに子ども会をつくるとか、そういったのが書いてあれば当然子ども会ができると思うんですけども、地域のことだからということで、地域任せにし過ぎて、実際地域の新しく転入された方もどうしてええんかわからないまま自治会を立ち上げたというふうになっておると思うんですけども、その辺の立ち上げ時、その辺の説明ぐあいはどうでしょうか。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 子ども会、西本議員さんは今、子ども会の会長をされているんですかね。

そういう町全体でのかかわっておる部分がありますので、新たにできた自治会等については、そういう諸団体が協力してお話していくということ、特に由免みたいに若い方の団地ができてきますと、必ず子供さんがいらっしゃると思うんです。そういうところには地域のそういう関連団体として、町を挙げてやっている子ども会等が協力をお願いするというのも一つの手だと思います。

どんどんできるのであれば、そういったものをちゃっとつくってお願いするという方法もあろうかと思いますが、現状の中では由免が最近ではできただけ、それ以外にもこれからできてくれば、そういったものに対しては、これからしっかりとそういったものを検討して、子ども会の会長さん含め、地域の自治会長さん、連合会等を通してお願いしていくという方法はとれると思います。

以上です。

○議長（清神 清議員） 西本議員。

○議員（4番 西本 篤史議員） 先ほど、町民福祉課の窓口でいろいろ転入された方に説明をしているということだったんですけども、最近、私の地区に空き家を利用して転入された方があるんですけども、どうも、電気ついておるし、入ってきたらしいということで、班長さんに聞いたら、全然挨拶もないし連絡もないんじやが、本当に来ちゃってんじやろうか、入っちゃってんじやろうかさっぱりわからんということなんです。

それで、本当に窓口でちゃんとしておるのか、反対に入ってなかったら、その家へ行って、自治会に入ってはどうかという、その辺の説明をされてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 担当、町民課のほうがおりますので、そちらへ答えさせばいいんですが、新たに入ってこられた方に対して、入っちゃるか入っちゃらんか、おるんかおらんのかわからんというようなことがあっちゃ、本当その自治会自体の崩壊です、私から言いますと。

昔はちゃんと全部、区長さん時代には、今の個人情報保護法といううるさい項目がない時代は、誰それさんが入ってこられました、誰それさんが嫁に行かれましたというのを自治会長に皆、当時の区長さんに書類が回りよったんです。

今はそれは法的に個人情報保護という意味から、そういうことはやっちゃいかんということで、「最近知らん女性がおってじゃが、あれは誰かいの」と言ったら、「あれはどこそこのお嫁さんですよ」、昔はちゃんと自治会には入れたら、自治会にそういう報告がありよった。今はそういう報告すらしていないです。

嫁に行ったからといって自治会に報告することもない。それは自治会自体の崩壊に近づいてきているということだと、私はそうおもいます。

私も約30年強、40年近くになりますが、区長制度のときに自治会を取りまとめたことがあります。そういうのがなくなっていくこと自体が自治会制度が薄れていく。全ての地域の人が、お祭りじゃけといって寄附をつなぐ、いろんなことをやるから寄附をつなぐという自治会制度のいいところはどんどん消えて、楽にしようでよと、自治会費から金出しちよけという自治会が今ほとんどになっている。

そういうことを、地域で自治会の方が一生懸命真剣に考えて、自分たちの住んでいる地域をいかによくするかということを本気に考えたら、いけないことはいけないということでちゃんとやられて結構です。

それは保護法があるんですから、そういうようなものが漏れることがあっちゃならないけど、自治会自体の運営をしっかりやっていく上には、自治会の役をやる皆さんがしっかり話し合われて、そういったものを真剣に検討をされていかないと、正直言うて、全て行政に言って、やりゃあええじゃないかと、自治会なんて要らへんじゃないかという時代が今近づいているような気がしてならないんです。

それはいいか悪いかは別にして、地方と都心部との違いというのはそこにあると思うので、地方のいいところはそういうところなんだよということをしっかり、田布施町なんかはまだその地域にあると、私は認識しておりますので、自治会連絡協議会、あるいは自治会集会ではできるだけそういうことを含めて話したいという思いは持っておりますし、話せる機会があればそういう話もします。

ただ、自治会長になること自体が嫌だというような時代でありますから、先般、昨日、そういう百々劇をやりましたが、それが本音かなと思ってしまいうんですが、将来に向けてはもっとまちづくりに真剣に住民の皆さんが一丸となって考えていく時期が来ているというふうにしっかり思っていますので、ひとつ議員さん方もそういった意味を含めて、西本議員さんもよろしくお願ひしたいと思います。

お答えになったかどうかわかりませんが、それが本音だというふうに私は思っております。

○議長（清神 清議員） 西本議員。

○議員（4番 西本 篤史議員） 大変いいお話をいただきまして、ぜひとも自治会の手引きの中にそういった文言を入れてもらえれば、本当すばらしい田布施町の自治会ができると思っております。

続きまして、第2問の景観法についてお尋ねいたします。

景観法は、都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画の区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制、景観整備機構による支援等所要の措置を講ずるとあります。近隣の市町も既に策定しているところもございます。

ここの近くでは柳井市、光市、下松市、平生とかはあの辺はまだですか、大体市のほうは済んでおります。

景観法の、下松のこういった景観計画というのができておるんですけども、これを見ますと、本当このまま観光パンフレットになりそうな、すごい几帳面にできております。それで、つくるに当たっても結構、1年そこらでできんような調査とかせんといけんと思いますので、その辺も含めてほかの質問をしますと、まず、町は実情に即した景観計画を策定するとありますが、どんな計画なのか。

また、景観まちづくりはつくるのか。

馬島は瀬戸内海国立公園であり良好な景観形成として無線基地等の工作物の建設を制限してはどうか。

景観計画の策定に当たり、町民、議員との勉強会、意見交換会をしてはどうかということで、景観計画の中に、こういった景観まちづくりの基本方針というのが入っておるんですけども、こういったことかと言いますと、田布施町で言うたらホテルの里、城南とかホテル出ます。ああいったホテルの関係、それで、馬島で言えばすばらしい風景とか、当然、国立公園ですから馬島、芴島、両方ございます。

田布施町全体で言えば田んぼの風景、これが一番だと思っておりますが、そこにビルとかなんとかつくられると、本当見た目が悪い、景観が悪い、そういったことで制限するのが景観法だと思っております。

景観形成に向けた取り組みということで、例えばこういった景観形成の制限というのがございます。これはどんなものかという、建築物、工作物、建築物に関しては高さが13メートルを超えてはいけない、工作物、鉄塔、無線基地、これに関しては高さが15メートルを超えてはいけない。あとは工場とかあんなのもありますけども、これに関しても13メートルを超えてはいけないとか、そういった制限、これが入っております。

こういったものを含めて御質問をいたします。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、お答えいたします。

3月議会において説明したように、田布施町は平成31年4月1日に景観行政団体へ移行することとしています。その後、景観計画策定に向け庁内関係部署と連携し、環境形成・保全に向けた手法を調査・研究することとしています。景観計画の策定につきましては、平成33年度以降を予定し、その後、景観条例の制定に取り組む予定です。したがって、現在は調査段階となっております。

それで、町は実情に即した景観計画を策定するとあるがどんな計画かとお尋ねですが、さきに申し上げましたように、今から取り組みを始めようとするところで、具体化したものはございません。

田布施町には他地域に先駆けて、平成14年に美しいまちづくり推進条例を制定し、まちづくりを実施しており、こうしたこれまでの取り組みを踏まえ、関係者等と協議しつつ策定していきたいと考えております。

次に、景観まちづくりはつくるのかとお尋ねですが、恐らく策定することになると思いますが、どのような形で策定するかは決めておりません。

次に、馬島は瀬戸内海国立公園であり良好な景観形成として無線基地等工作物の建設を制限してはどうかとお尋ねですが、この質問の趣旨に理解できるものの、今の段階での判断は控えさせていただきます。

最後に、景観計画の策定に当たって、町民、議員との勉強会、意見交換会をしてはどうかとお尋ねですが、景観計画の策定は重要な事柄であり、十分検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（清神 清議員） 西本議員。

○議員（4番 西本 篤史議員） ありがとうございます。

この景観法は、部署はどちらでされるんですか。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 建設課が部署として担当していきます。

○議長（清神 清議員） 西本議員。

○議員（4番 西本 篤史議員） 下松市の景観計画を見ますと、これは概要版なんですけども、実際の分を見たら20ページ以上ございます。中の内容にしても、いろんな町内の伝統行事、伝統文化、これも景観計画、これに入るのではないかと考えております。

特に、田布施も結構面積が広いので、いろんな地区、城南、東田布施、西、麻郷、麻里府、それぞれの特徴ある風景、景観があると思いますので、その辺の策定に当たって、どこまで踏み込むのか、光市の景観法の今のを見ると、何ともシンプルで簡単なんです。だけど、柳井、下松にあってはすごい込み入った調査してつくっております。

その辺も果たして、職員さんも限られておりますし、それへどこまで踏み込むのか、わかればお願いします。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 先ほど御答弁したように、これから本格的に取りかかるわけなので、私自身も景観というのは大事だろうと思います。

特に最近取り上げられている山なんかというのはほとんど荒れ放題、それで景観なんていうのが言えるかいと言われたら、それまででありますから、そういった面も含めるとともに、地域全体で荒廃農地はできるだけなくしていきますが、まだまだ山間地に近いところは、昔の非常に立派な段々だった水田、あるいは畑等が荒廃した状態、それをそのままにしちゃいて景観がいいとか悪いとかいう状況じゃないと思います。

だけど、今、議員さんが言われるように、非常に範囲が広いんです。早う言えばいろんなごみなんか集めて出したら景観上ようないぞと、どっかよそへ持っていけと、本町にはそねえな物は要らんでよというような事態が起きたり、景観という表現をしてしまうと非常に範囲が広いです。

これからしっかり庁舎内で研究し、検討をして、議員さんの御意見もしっかり取り込んで、こういう状況で町の景観づくりをしていこうじゃないかというふうに決めていかなきゃいけないかなという思いをしておりますので、どうぞその節は御協力をいただきたいというふうに思います。そういう御答弁で御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（清神 清議員） 西本議員。

○議員（４番 西本 篤史議員） これからということですね。３３年度の施行ですか、それまでに計画とかなんとかありますけども、ぜひとも他市、他町に劣らない景観法をつくっていただきたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（清神 清議員） 以上で、西本篤史議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（清神 清議員） ただいまの時刻が１０時１０分ですが、短いんですが、５分間の休憩を入れたいと思いますので、暫時休憩したいと思います。再開は１０時１５分です。

午前１０時０５分休憩

.....

午前１０時１６分再開

○議長（清神 清議員） １分間過ぎましたけれども、休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に、松田規久夫議員。

○議員（３番 松田規久夫議員） 一問一答で３問、いずれも町長で回答をお願いいたします。

今回、一般質問に７名が質問しますが、新潟で小学生が殺害されたことには、どなたも触れておられませんが、私のまず１問目の「安心・安全な町づくり」ということで、かわり合いがあるんじゃないかということで、少し触れてから話を進めていきたいと思います。

先ほど西本議員が「自治会の役割について」という形で質問をされました。考えてみますと、自治会の力が、原因が高齢化であったり、無関心であったり、あるいは共稼ぎ世帯の増加に伴う忙しいことを理由に、役を避けて通れるんなら避けて通りたいというふうな、いろんな思いで自治会長のなり手がいないというのも現状ではないかと思います。

地域の、先ほど弱体化と言いましたが、力が弱まっていることにより、奉仕作業のようなこのよう

な体を動かす力も弱くなっております。と同時に、地域で子供たちを見詰めるこの力も弱くなっている、そういうふうに自分は思います。ひょっとして地域の力が強ければ、見詰める力が強ければ、新潟の事件は防げたんじゃないかなと、振興の住宅地ですから可能性としては低いでしょうけど、そういうふうな思いでニュースを見ておりました。

それじゃ、ちょっと書いておるものを読みまして質問に移っていきます。

新潟で、小学校から帰宅途中の女子指導が行方不明となり、誘拐後に殺害されるという事案が発生した。防犯対策は住民が安心して暮らせる条件だ。パトロールの充実など、予測できない犯罪を事前に防ぐ対策は、常に必要と思う。死角となる立ち木などの障害物、空き家対策も望まれる。今回、住民の命を守るため、歩行者の交通安全対策を提案する。

最初の取り組みとして、祇園交差点の信号改良に取り組んでほしい。理由は、信号が青でも、過去に横断歩行者の死亡事故が発生している。また、熊毛方面からは、カーブで見通しが悪く、下り坂でスピードが出て、右折、左折する自動車が多い交通量の多い交差点だから。検証結果がよければ、次は、中学校のある砂田交差点と順次拡大し、歩行者の安全を確保したい。

田布施の交差点が全て歩車分離方式になれば、全国に情報発信し、誇れる。ユニバーサルデザインの町づくりにつながり、安全な町として、人も呼び込める一因になる。「笑顔と元気あふれる住みよいまち田布施」のキャッチフレーズ実現に向け、安心・安全な町づくりのため交通事故ゼロを目指したい。歩車分離交差点をどのように考えられるか。また、交通安全に関連して、町民からの付託にこたえるために要望と疑問を町長にお聞きしたい。

1、本町交差点から西へ向けて歩道整備の計画は。

2、通学時の安全確保のため、新町の新しい団地入口に横断歩道の新設を。

3、波野北町営住宅前の歩道に案内標識板支柱があるため、歩道が非常に狭く危険な状態となっている。並行する空き地の舗装で改善が可能。この舗装改善で、駅から東方面のセブンイレブン交差点まで、山口銀行側歩道同様に、郵便局側歩道も自転車の通行が可能なのではないか。

4、雨量の多い梅雨時期、浜城のファミリーマートから岩田に抜ける周南広域農道は、池のような水たまりとなり、それを避けるため中央線を越えて運転する車が数多くあるのが現状だ。事故回避のため道路の水たまり解消は。

5、毎年のように草刈りを必要とする道路は、冬場にシートでカバーして雑草を防ぐ方法もあるが、町の対策をお尋ねします。

よろしくお願いします。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、松田議員さんの質問にお答え申し上げます。

「安心・安全な町づくり」についての御質問に対してお答えいたします。

1点目は、「本町交差点から西へ向けて歩道整備の計画は」とのお尋ねですが、都市計画道路八和田定井手線は、田布施町大波野を起点として、こういった下田布施を終点とする延長2,970メートルの都市計画道路です。このうち、天神交差点を含む延長500メートルの区間は、既に整備を完了しております。現在、波野交差点付近から天神交差点に向けて、延長510メートルの区間について、県が歩道の整備を進めているところです。

御質問に本町交差点から西へ向けた区間については、未整備となっておりますが、整備中の区間の進捗状況等を踏まえながら、県に要望してまいります。

2点目は、「通学時の安全確保のため新町の新しい団地入口に横断歩道の新設を」とのお尋ねですが、この場所は、新町自治会から要望を受けており、本年5月23日に、地元の方々と設置場所の確認や通学路等の聞き取り調査を行っております。

町としましては、子供の安全確保と、県道により新町自治会と新しい団地が分断されているため、住民の往来がしづらいなどの要因等から、横断歩道が必要であると考えております。

しかし、横断歩道の御要望は、道路交通法により山口県公安委員会が設置するものと定められているため、地元の要望を提出していただいた後、町から柳井警察署に要望書を提出し、決定がおりれば、道路管理者等と協議に入ると地元自治会にお知らせしているところでございます。

3点目は、「歩道の改善について」のお尋ねですが、御指摘のとおりですので、安全確保のため県に要望してまいります。

4点目は、「周南広域農道の水たまり」のお尋ねですが、周南広域農道では、いずれも道路条件が類似した場所で水たまり箇所が数カ所発生しており、現在、改修工事等を発注している状況です。

また、今年度は道路の草刈り及び支障竹木の伐採、区画線設置工事を予定していますが、周南広域農道は開通から20年以上経過しており、老朽化が進んでいる状況であり、今後とも緊急性の高い箇所から計画的に工事を行い、適切な管理に努めてまいりたいと考えております。

最後に5点目は、「毎年のように草刈りを必要とする道路は冬場にシートでカバーして雑草を防いでは」とのお尋ねですが、国道188号線では、一部防草シートが設置されております。現地の状況を見ますと、防草シート、効果が高いように思います。しかしながら、のり面においては、草木等が繁茂しなくなるために崩れるおそれもありますので、他の事例等を、状況を見ていきたいと思っております。

また、平らな箇所においては、効果的な場所から部分的に設置する方向に、将来的にはなるのではと思われます。

以上です。

○議長（清神 清議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） 5項目の質問につきましては、特に新町の新しい団地については、積極的にかかわってもらえるようで感謝しております。

文の中で申しました歩車分離方式の祇園の交差点について、どのように考えられるかというあたりは、今の説明には触れられておられなかったように思うんですが。

○議長（清神 清議員） 亀田総務企画課長。

○総務企画課長（亀田 典志君） 歩車分離の信号機につきましても、先ほどの横断歩道と同じで、山口県の公安委員会が設置するようになっていきます。本町では、あそこのパチンコ屋さんの前が歩車分離方式ということで、柳井ではサンビーム柳井のところに歩車分離方式ということで、田布施のほうで全部、横断歩道を歩く人がいれば、そこで全部とまるというような形で、意外と柳井管内でも先進的な交差点には、信号機にはなっているんですけど。やはり柳井署管内でのその辺のバランスを見ながらやっていращやるのが実情だろうと思っています。その辺、祇園の交差点でもというお話でございますので、それについても柳井の警察署とも協議しながら進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（清神 清議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） 信号機の改修ですから、田布施のお金を持ち出さんでも、県との、県と言ったらいいいんですか、公安委員会と言ったらいいいんでしょうか、話が進んだら、費用負担なしで、ある面、できるんじゃないかと思うんですよ。

今、どんどん高齢化が進んでおりますし、確かに横断歩道を渡るのに時間がかかるかもわかりませんが、信号を少し長く待っても、あるいは車を運転する運転手の方も多少待っても、横断、同じ双方、車と歩行者が青でも、交差する可能性がなければ未然に事故を防ぐ確率は高いわけですから、多少ドライバーも歩行者も待つような時間がかかっても、ぜひともこの歩車分離方式、田布施では、パチンコ屋さんの前と岸田の交差点、2カ所既にあると思うんですが、その3カ所目として、祇園の交差点も進めてもらいたいと。

渋滞等の可能性がありますんで難しいかもわかりませんが、スクランブルで押しボタンでというふうなあたりも、これの実現は難しいと思うんですが、斜めにも歩けるような格好にしてみらうと保護者にとっては非常にいいんじゃないかなという、このスクランブルは、ちょっと時間的にも朝夕のラ

ッシュ時の渋滞が発生する可能性がありますので、少なくとも安心安全、ユニバーサルの町づくりのために、歩車分離方式、進めてもらいたいと思います。で、検証結果がよければ、中学校の次は砂田の交差点、それからまた、違うところという格好で、交通事故を、歩行者にとっての交通事故ゼロを目指していけばいいなというふうな思いはありますので、ぜひとも公安委員会、あるいは県とのほう、話をよろしくお願いします。

2問目、行きます。

「田布施町の働き方改革は」。単に「ノー残業デー」を設けて職員に定時退庁を促すようなやり方では、根本的な改革につながらないだろう。トップである町長から、組織の底辺職員まで、意識を共有し、うまく組織が機能してこそ、働き方改革は成し遂げられる。経営トップの町長の明確な職務関与であり、現場職員が一人一人の当事者意識を担当職員に対し、持つ必要がある。結果として、住民サービスの向上につながるだろう。以下、質問したい。

- 1、新採用職員、再雇用者の配属と担当任務はどのように決めたのか。
- 2、4月の人事異動で降格があったが、その理由と他の職員への影響は。
- 3、女性職員は何名で、そのうち管理者は何人いるのか。
- 4、将来、田布施町はどれくらいの女性比率を目指すのか。
- 5、正規職員とパート以外に派遣職員を雇用する理由と人件費は。
- 6、課を超えて課内の担当を超えての働き方をどのように考えているか。
- 7、若い職員のやる気（モチベーション）の高揚策は。
- 8、情報化（データ）を利用した積極的な住民サービスの提供は。

町長、よろしくお願いします。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それではお答えします。働き方改革についての御質問でございます。

1点目は、「新採、再雇用者の配属と担当任務はどのように決めているのか」とのお尋ねですが、新規採用者は、学歴や職歴等を勘案して、再雇用者はこれまで培ってきた経験や能力を生かせる先や業務を勘案して、配属先の案を作成し、町三役や担当課長と協議して、担当任務等も含めて決めています。

2点目は、「4月の人事異動で降格があったが、その理由と他の職員への影響は」とのお尋ねですが、これは平成28年度より実施しております職員希望降格制度に基づいて、係長以下の職員が降格の希望を申し出て行ったものであります。他の職員への影響も考慮しながら、担当課長と協議等を行いながら対応しております。

3点目は、「女性職員の人数と、そのうち管理職の人数について」とのお尋ねですが、今年4月1日現在、女性職員は47人で約35%であります。そのうち課長級は2名で約13%であります。ちなみに、係長以上になりますと16人で27%であります。

4点目は、「将来、どれくらいの女性比率を目指すのか」とのお尋ねですが、職員採用試験で女性枠を設定しているわけではありませんので、女性比率の設定や将来見込みはしておりません。

5点目は、「派遣職員を雇用する理由と人件費は」とのお尋ねですが、採用試験終了後、急な退職者や新たな業務による職員の配置増加等に対応するため、平成29年度と今年度、人材派遣会社より2名の派遣を受けて対応しております。

人材派遣は、経験豊かで優秀な人材が数多く登録されており、本町が求めるレベルの人材を早く見つけ、派遣いただいております。最近では他町でも派遣を受けられておると聞いております。人件費は、年間約307万円であります。

6点目は、「課や課内の担当を超えて、働き方をどのように考えているのか」とのお尋ねですが、課を超えての業務支援は、10年以上前に税務課で実施したことがあります。その後、権限移譲や地方創生等の事業で各課の業務は増加しており、職員からの意見も取り入れ、現在、通常での業務支

援は実施しておりませんが、「60周年記念式典」、「たぶせ桜まつり」等のイベントや選挙等については、課を超えて協力要請を行っております。

課内の業務については、課長の判断で課内の調整により実施しております。

7点目は、「若い職員のやる気（モチベーション）の高揚策は」とのお尋ねですが、職員のやる気の高揚策は、若い職員に限ったものではないと考えております。人事評価制度に基づいて、毎年、各課及び係の主要事業、重点事業、懸案事項を、課の運営計画として作成し、その計画に基づいて、職員一人一人が目標設定を行い、10月に進捗状況、翌年2月に自己評価を行っております。

また、この目標達成のほかに、翌年2月には、役員や職種ごとに評価項目は異なりますが、人材育成の自己評価も実施しております。

8点目は、「情報化を利用した積極的な住民サービスの提供は」とのお尋ねですが、データを利用した積極的な住民サービスの提供につきましては、現在、国も官民データ活用推進基本法を制定し、国、地方自治体、事業者が保有するデータの活用を推進しております。

本町におきましても、現在、「官民データ活用推進基本計画」の策定を検討しており、その中で、オープンデータへの取り組み等、データ活用を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（清神 清議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） 8項目の中では、降格人事を聞きましたが、昇格ですけども、先ほどモチベーションのところで人事評価制度ということの説明もありましたが、昇格において、その一定の知識レベルを担保するための試験とか、あるいは最低限の資格取得とか、そういうあたりは考えておられますか。

○議長（清神 清議員） 亀田総務企画課長。

○総務企画課長（亀田 典志君） 今、試験制度とか資格でというお話でございますけど、うちのほうでは、今のところそのことは考えておりません。

ですけど、先般ではございますけど、人材の研修基本方針というのをつくりまして、各役職になったら、この研修に行ってもらおうということで、今、セミナーパークの山口の研修所もございまして、広島広域での広島市の研修センターにも参加をさせているということでございます。

以上でございます。

○議長（清神 清議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） 職員のレベルアップを図るために、その確かに研修制度、大事なことだと思います。私は、個人の積極的に能力を発揮するために、町長には、いろんなところでかかわってもらって、職員がエンジン内蔵型の積極的にかかわるようなその人材育成というあたりも、研修制度以外に考えてもらいたいと。

そのためには、自己研鑽しなければいけませんので、いつごろだったか、僕忘れましたが、勉強して資格を取ったら、その報奨金制度を資格レベルによってつくったらどうかというあたりも、以前提案したことがありますんでですね、今若い職員が本当に多くなりましたんで、限られた予算の中で難しいことかも知れませんが、自己研鑽のために、資格取得者に限って、その資格レベルに乗って、報奨金制度というのをまた検討してもらったと思います。

この2問目については、最後の質問をします。2016年に女性活躍推進法が施行され、301人以上を雇用する国、地方公共団体、企業の事業主が対象です。女性の就労促進と人手不足解消のため、政府は101人以上を雇用する中小企業にも検討しています。

田布施町は行動計画作成のために、この法律に即したものを作成して、ホームページで他の市町に先駆けてやってみる気はありませんか。女性の何人いるとか、この法律では、いろいろ女性を活躍する場を促すような、僕も細かいとこまで、細部までは見ておらんのですが、田布施は301人以上じゃなくて、でも101人を超えていますんで、民間企業だけ適応になるんか、国や地方公共団体もそ

の１００人以上が適応されるのか、このあたりもわからんのですが、ちょっと新聞記事で、３０１人の人数が１０１人まで下げてですね、大いに女性の活躍の場を増やすというふうなことが検討されているようなので、もしそうなる前に、田布施町も女性の活躍する場をふやすために、ホームページか何かで、「田布施は女性に対してはこんな状況ですよ」というのを、他の市町に先駆けてやってみる気はありませんか。

○議長（清神 清議員） 亀田総務企画課長。

○総務企画課長（亀田 典志君） 今年の３月議会で、第３次の男女参画プランをお配りして、また御説明をさせていただいたんですけど、その中に、女性活躍推進法にかかわる女性活躍推進計画ということで盛り込んだもので一緒に中に入れております。

女性職員の雇用の関係については、その現状とか目標とかというのは、その中には入っておりません。審議会、委員会の女性委員とかの比率ということで、３割以上とか、そういった目標とか計画とか、実績も含めて、そういったものは入れておりますけど、町の職員に限ったものは入れておりません。

以上です。

○議長（清神 清議員） 松田議員。

○議員（３番 松田規久夫議員） そういう目標を、他の市町に先駆けて、山口県の中でも小さな田布施町がホームページで挑戦してみる気はどうでしょう。僕は積極的に、そのかわるっちょうことで全国的にも、田布施すごいなというふうに、そういうふうな評価されるんじゃないかなというふうな思いもあるんですが、なかなか難しいですかね、先駆けてやるっていうのは。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） ありがたいことに、今女性のパーセンテージを申しまうに、非常に若い女性が今多く入ってきてくれております。優秀な子がいっぱいおるんですよ。できるだけそういう者がしっかり活躍できるように、いろんな働く場所の部署を設定してやるのも我々の責任だろうと思います。いつも同じところに置いちょく、あるいは窓口におると、そうじゃなしに、しっかり能力のある子は、それ以外の新たな企画、開発、あるいはそのいろんなところへ対応できるようなことを考えていかなきゃいけないのが本音だろうと思います。

今現在、そういうのは、一応、三役等としっかり協議しながら、年度の人事異動に関しては、やっているんですが、まだまだ十分じゃないと思いますんで、これから課内でしっかりとその辺も協議して、女性が、半分女性なんですから、そのくらいしっかり活躍できる場所をつくっていくっちょうのは、これから大事な、行政機関にかかわらず、全ての仕事場においてはそうだろうと思います。

先ほど言われました資格者の件については、よく職員に、早く資格取れよと、そうせんと、専門職のところはどうしても資格がないと、やっぱり対人的にいろんな面で損をするといったら変ですが、十分理解してもらえなくなるから、資格はしっかり取れよという説明は口酸っぱく言うような形で話しておりますんでね、議員さん方もそういったことで気づかれたら、その話はしっかり出してもらったらありがたいなというふうに思います。お答えになっているかどうかわかりませんが、そういう状況です。

○議長（清神 清議員） 松田議員。

○議員（３番 松田規久夫議員） 女性についても専門職についても、今町長が言われたように、活躍の場を積極的に与えるように、よろしくお願いします。

３問目に行きます。

「地域経済を「見える化」するには」と題しまして、地方創生は、人口減少を食いとめることと持続可能な地域経済の形成だ。そのために、田布施町も人口ビジョンと総合戦略を作成した。町広報や議会だよりで、町の財政については、一般会計約６０億円の収入、支出の説明がある。特別会計も同様にある。金額はわかって、どこからどのように、何が充足して何か不足しているのか、今後はど

のようになるのか、町民は見極めが難しいのが現状だ。田布施町の経済循環の現状を精査して、強みと弱みを把握し、田布施町の経済力を知らねばならない。マネーの循環は、体内の血液循環と同様に重要だ。住民にわかりやすく田布施町経済を「見える化」できないか。それにより、町づくりや地域振興について、行政、議会、住民と「議論も見える化」につなげたいものだ。町民に対し、田布施町の経済の「見える化」に取り組む気はないか。

よろしくお願いします。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、お答えします。

現在、国も地方自治体等に向けて、データを活用した諸施策を推進しております。その幾つかの支援として、地方創生のさまざまな取り組みを支援するため、地域経済システム、通称「REASAS（リーサス）」や、経済・財政を暮らしに関係する地域差を「見える化」するため、「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」等をインターネット上に公開、広く活用を呼びかけています。

また、国も政策、施策を実行するに当たり、目的を明確化させ、その目的のため、本当に効果が上がる行政手段は何かなど、政策の基本的な枠組みを明確にするための取り組みとして、「証拠に基づく政策立案EBPM」の推進に取り組んでいます。

本町としても、これから各政策を進めていく中に、データに基づき進めていくことは重要なことを捉えています。その中で質問にございます田布施の「地域経済の見える化」につきましては、「地域経済システム」の中で、「地域経済循環マップ」や、その他資料として既に公開されています。また、町としては、単独の分析ができないか、国主催の「地域経済システム」の研修へ職員を派遣させ、与えられたデータから「地域経済循環マップ」の作成をしております。しかし、その各種統計データをどのように捉え、分析を出す知見は、残念ながらそれほど蓄積されておらず、外部コンサルタントに委託するか、これら人材育成に取り組まなければなりません。

本町としましては、国の支援施策を活用しつつ、今後もデータに基づく施策を進めるため、調査・研究をしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（清神 清議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） 町長の回答の中で、「地域経済分析システムREASAS」という言葉が出てきましたが、このインターネットですね、この分析システムを見ても、なかなか人口、地域経済、産業構造とか何やかんや8項目ぐらいありますが、わからんというのが現状だろうと思うんです。

僕、質問の中で言いましたが、その地方財政60億円の金額がこう出てきても、金額はわかるけど具体的にこの数字がどういうことかというあたりがわからないんで、何か、その何でもいいと思うんですが、さっき2項目の質問で、職員の中で女性割合でもいいです、その若い人の割合でもいいですし、何でも職員が具体的に、いま百三十何人おるとかというあたりも、町民の中で知っちゃって人は少ないんじゃないだろうと思うんですよ。

とにかくぱっと見たら、何か理解できるような、広報担当者は大変かもわかりませんが、みんなで知恵を出して、いろんなことが見えるようになりゃええなというふうに考えております。

最後の質問にしたいと思うんですけど、町民栄誉賞をもらわれました吹田先生の記念講演の中で、初代町長として、住民の収入基盤といいますか、富のものは、西方面、つまり光・下松・周南方面から田布施は得て、自分は東の柳井・岩国方面じゃなくて西方面を重視しよったというふうな、具体的にどういう表現されたかは忘れましたが、そういうふうな話を聞いた記憶があります。

それで、昭和の時代は、まさにその団塊の世代も、大部分の方が西方面に勤められて、西方面で収入を得て、田布施町に富をもたらしたというふうな時代だったと思うんですね。それで、今どん

どん変わって、平成になってきて、団塊の世代もリタイヤして年金生活になってきておると。年金生活ということですから、東西南北方面のそういう方向から富が来るんじゃないくて、田布施町の中でその富が生まれているというふうな、高齢者にとってですね。

それと、場外、「オラレ」ですね、「オラレ」で3,000万円の収入がある。あるいは太陽光で、また3,000万円の収入があるということで、以前とは違って、それで大晃さんも、ホームページで見ますと、従業員が400人弱ぐらいおられて、中小企業も、今後も廃業とか移転とかなくて、田布施で頑張ってもらわにゃならんということで、田布施の中で富が生まれちよるんじゃないかと思うんですよ。

それで、行政も、だから周りを見るんじやのうて田布施の自分の足元を見なきゃいけん時代が来ちよるんじゃないかのうと、全て福祉政策から何から含めて、そういう気がしちよるんです。

いつも長い話ばかりしてから演説になって、3月では大失敗をしまして、意見を聞かんと終わって申しわけないことをしたんですが、足元を見詰めた行政といいますか、そういう活動を町のほうへしてもらいたいなど。ほいだから、一步一步足元を固めたような、石橋を叩いて渡るような感じで、細かいことの積み上げで田布施へ大きな富を生み出すような、それが若い人のアイデアであつたり何なりすると思うんですが、私の思いはどんなですかね。ちょっと回答のしようがありませんか。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 思いはよくわかるんですよ、主な内容はわかるんですが、じゃあどうして答えろと言われた質問に対して、よう答え切らんので申しわけないんですが。吹田名誉町民のことから始まって、長々とこんな時代なんです、あの時代と今の時代をしっかりと認識しながら物事進めていかにゃいけんなど。西か東だという話も出ましたけど、正直言うて、今はもうあの時代と丸っきり違いまして、東京に日帰りができるし、もう全国的に物事をしっかりと見詰めた状況で田布施のまちをつくっていかにかいけんという、私は思いがあります。

ですから、あの時代は、この瀬戸内海工業地帯で今の光・下松・徳山に向けてのあの時代だったろうと思いますが、今はもう日本全体を見据えた状態において、田布施町がどうあるべきかというのを今後はやっていかなきゃだめだよという思いが私にはあります。松田議員さんが言われるように、田布施だけでももちろん必要なことはちゃんとやっていかなきゃいけないが、田布施自体をこれからよくしていくには、もっともっと見地を広げて、大きな段階でやっていかないけんのじゃないかなという思いは自分は持っています。

松田議員さん、言われたように、田布施町の中においても、もっとそれなりのできる部分があるだろうと言われれば、確かにそれもあると思いますので、今、田布施全体の講演会とか、あるいはこの間の質問等でありましたように、いろんなものが田布施で何とかならんかというお話をいただいておりますので、その辺も今後は見据え、町づくりに邁進せなきゃいけないかなという思いを持っておりますので、いろんな御提言をいただいたことに対しては感謝申し上げます。

答弁になりませんが、そういうことで。

○議員（3番 松田規久夫議員） ありがとうございます。これで質問を終わります。

○議長（清神 清議員） 以上で、松田規久夫議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（清神 清議員） 次に、國本悦郎議員。

○議員（5番 國本 悦郎議員） 私のほうからは2件の質問を行います。一問一答方式でお願いします。

まず、第1問は、「特別支援教育について」です。答弁者は教育長、お願いします。

平成28年4月1日から、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法がスタートしました。それによると、障害を理由とする差別として、不当な差別的取り扱いと障害を理由とする差別が行政機関等では禁止されることになっています。

その中の不当な差別的取り扱いでは、正当な理由なく、障害を理由として財・サービスや各種機会の提供を拒否しないことになっています。それを教育の場に当てはめるならば、発達障害を含む障害のある児童生徒に対して、障害に応じたきめの細かい教育の場を提供しなければならないことになりそうです。それに先立ち、平成19年には、文部科学省では、特別支援教育の推進についてなど、さまざまな通知や、その後、法整備がされております。

それらを踏まえるならば、特別支援学校のみならず、普通学校に開設してある特別支援学級や通級学級においても、障害の程度に応じた教育の推進は、免許を持ち、専門性のある教師が携わるべきだと私は思っております。

近年、発達障害と診断される人が増加するにつれ、彼らを含む障害のある児童生徒の学習の場が保証されるようになってきました。町内の小中学校でも、特別支援学級や通級学級などが開設されています。

しかし、これまでの通知や法の趣旨を考えるならば、学級を開設するだけで事足りるとするのでもいいのだらうかと思っております。養護学校教諭免許等、専門性を有する教師がきめの細かい教育をするという視点がなければ、幾ら場を提供したとしても絵を描いた餅になってしまいそうです。

そこで、町内の小中学校における特別支援学級と通級学級の現状と、これからの課題を4点問います。

1つ、特別支援学級と通級学級の実態はどうであるか。

2つ目に、特別支援教育に対する校内の支援体制は、どうなっているのか。

3つ目に、担当する教師の専門性を有する養護学校教諭等の免許取得の有無と未取得者に対する取得に向けた取り組みはどうなっているのか。

4つ目に、今後、特別支援教育を推進するに当たり、各学校で抱えている課題はどういったものがありますでしょうか。

以上、お願いいたします。

○議長（清神 清議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 失礼いたします。

それじゃ、順次、お答えをさせていただきます。本町の小中学校における特別支援教育について、第1点の特別支援学級及び通級指導教室の設置等の状況から申し上げます。

現在、本町全ての小中学校に特別支援学級を設置しております。学校別に申し上げますと、まず麻郷小では、平成21年度から自閉症・情緒学級を設置しており、田布施西小学校では、平成4年度から自閉症・情緒学級を、平成26年度から知的障害学級を設置しております。東田布施小学校では、平成11年度から知的障害学級を、平成25年度から自閉症・情緒学級を設置しております。城南小学校では、平成26年度から病弱学級を、平成30年度、本年度から知的障害学級を新設をしました。

田布施中につきましては、平成21年度から知的障害学級を、平成23年度に自閉症・情緒学級を、平成30年度、本年度から難聴学級を開設しております。

通級指導教室につきましては、平成20年度に麻郷小学校に通級指導教室を、平成26年度に田布施中学校に通級指導教室を設置しております。

2点目の特別支援教育に対する校内の支援体制につきましては、各校とも校内特別支援コーディネーターを配置しておりますし、特別支援教育全体計画のもとで、特別支援教育校内委員会を中心に、物的・人的条件整備、就学指導体制、それから教育学習指導体制の充実に向けて、保護者・地域との連携、本町では、幼保小中の連携、そして町教委との密なる連携により進めておるところです。

3点目は、特別支援教育に係る教職員免許の取得状況についてのお尋ねでございます。従来、盲・聾・養護学校ごとに分けられていた教員の免許状は、平成19年4月の学校教育法の一部改正によりまして、特別支援教育教諭免許状に一本化されたのは御案内のとおりです。そのため、特別支援学校教諭については、小学校、中学校、高等学校の、または幼稚園のそれぞれの免許状を有するほか、特

別支援学校教員免許状を取得することが原則となっております。山口県におきましては、本年度の人事異動から特別支援学校については免許状が必須となっております。

しかし、公立の小中学校に設置してある特別支援学級や通級指導教室の指導に、特別支援学校教員免許状の取得までは求められておりませんので、通常の小学校・中学校の免許状を持っている教員が担当できることになります。

本町における特別支援学級、または通級指導教室を担当している教員の特別支援学校教諭等免許状の保有につきましては、小学校で56%、中学校で25%です。全国の特別支援学級を担当している教員の特別支援学校教諭免許状の保有率を見ますと、平成22年度の調査では、小学校で33%、中学校で27%となっております。

また、さきに調査が出ておりまして、まだ公表はされておきませんが、それを見ましても大雑把で、特別支援学校70%、いわゆる公立の小中学校におきましては30%の保有というふうな情報が出ております。田布施町におきましては、こういったところから全国的な水準ではないかなというふうに理解をしております。

本町では、きめ細やかで、教育環境を目指して、特別支援学級担当者の全員に対して、毎年の専門研修の受講はもとより、特別支援学校教諭免許状を保有していない教員で継続して特別支援学級に携わる教員につきましては、免許を取得するよう指導しているところです。

4点目は、特別支援教育推進上の課題についてのお尋ねです。個々の障害に応じたきめ細やかな教育を提供するためには、課題は幾つかあると思いますが、最も大きな課題としては指導者の確保でございます。ベテラン教員の大量退職時代を迎え、豊かな経験に基づいた質の高い教育や指導のできる人材確保が難しくなっている現状があります。こうしたことから、県と一緒に、新たな研修体制を構築し、資質・指導力向上の取り組みを開始したところでございます。

以上でございます。

○議長（清神 清議員） 國本議員。

○議員（5番 國本 悦郎議員） 田布施西小学校に開設しようとした通級学級が、教師の配置がなかったために開設できませんでした。それらの児童は、全員他の学校の通級指導学級に入れていますか。また、その児童の具体的な割り振りはどうなっているかお聞かせください。

○議長（清神 清議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 現在、麻郷小学校で通級指導教室を設けておりまして、最近までは20名切るぐらいの子供たちでしたが、非常に要望が多くて、30名を超えるような子供たちの希望がありましたもので、町教委としては、県教委に田布施西小学校のほうへ新たに通級指導教室の申請をしました。ところが残念ながら、大変要望も多くて、しかも規模的な、田布施町、あるいは小学校の規模的な問題から、今年は新設はかないませんでした。

そういったことから、当然、今おっしゃったように、今までに麻郷小学校に受け入れができた人材があふれるわけですから、大変残念なことでありますが、週に1回程度の指導ができるところを、多くの子供を全部受け入れておりますので、1人当たりの子供たちにかかわる時間数が少なくなっているという非常に残念な結果になっております。この点につきましては大変危惧をしております、来年度の人事異動にかかわるこういった学級配置につきましては、当然、来年度の第一の課題として、県教委に西小学校への通級指導教室の申請を要望していきたいというふうに考えます。

○議長（清神 清議員） 國本議員。

○議員（5番 國本 悦郎議員） そうすると、1人当たりの時間数が少なくなっただけで、一応要望はかなえているということですか。

○議長（清神 清議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） そのとおりでございます。

○議長（清神 清議員） 國本議員。

○議員（５番 國本 悦郎議員） 非常に多い人数なので、来年度は、ぜひ西小学校のほうに開設をお願いしたいと思います。

それと、通級指導学級は保護者が送り迎えをしないといけないというように聞いております。それができない場合には、それなりの配慮はされているのでしょうか。

○議長（清神 清議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） ありがたいことに、各小学校は規模も余り大きくありませんので、通常の特別支援学級の中で、あるいは交流学級もありますので、自立活動については、それぞれ専門の担当者がやりますが、本町の場合は、いわゆる特別支援学級、あるいは通級指導教室というのは、いわゆる高校進学を目標にしておりますので、一般の教科をしっかりと身につけさせなければならないために、そういった面につきましては、学校総がかりでそれぞれが分担をして、子供たちがそういった遺漏のないように取り組みしております。

○議長（清神 清議員） 國本議員。

○議員（５番 國本 悦郎議員） ちょっと送り迎えのことなんです。保護者が、例えば、あれですね、西小学校に在籍している子供を麻郷小のほうに、通級指導学級のほうに連れていく場合には送り迎えをしなきゃいけない、そういうことを聞いたんですよ。それがかなわない場合だったらどうなんでしょうかということです。

○議長（清神 清議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 基本的には送り迎えということになります。今、私がお答えしたのは、それがかなわないような子供がおりますから、それについては、そのカバーを今言ったような形でやっているというお答えをしたわけです。

○議長（清神 清議員） 國本議員。

○議員（５番 國本 悦郎議員） じゃあ、次の質問を行います。

小中を問わず、どの学校においても、発達障害を含む児童生徒が在籍していると思います。その支援体制はできているのでしょうか。特に、校長は特別支援教育の推進のために教師が校内研修の機会を持てる、そういった発達障害とかそういったことについて、校内研修の機会を持てるように指導を発揮しているんだろうかという思いがあります。それについてはどうでしょう。

○議長（清神 清議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 先ほど申し上げましたように、各学校それぞれいろんな特別支援学級がありますが、自閉症・情緒学級は、今議員さんがおっしゃるそれに対処するものです。これにつきましては、ほぼその小学校区に通学をしておりますけど、そうでない他の小学校、町内でも他の小学校へ行っている子供はおり、城南小の子なんかは、もともと西小に行ったり東小に行ったりで、これもこのたび全ての小学校でできたので、そういうふうにかなり子供たちがやりやすくなったと思いますが、それについては、特別支援学級のほうで情緒・自閉症の子供を取り扱っている、その専門の学級ということになります。

まだまだ通常学級にそういった子供たちも見られますが、これについては、幼稚園、保育園、いわゆる学級前から町の町民福祉課等々と協力しながら、保護者といろんな三者で協議しながら、できるだけそういった特別支援学級に入っていただくような指導をしておりますし、それから、継続的にそういう子供に対しては、町のほうから、町費でございまして、教員の指導、補助者をつけていただいております。これは御存じと思いますが、その子供たちには、固定したものではなくて、そういった自閉症・情緒の子供たちを中心として、そういった方々にいわゆる支援をしていただくという形でついておるものですから、これらの町のつけていただいておりますものは、そういった、今議員がおっしゃったようなもののためにつけているというのが、全てではありませんが、大きな一つの目標です。

○議長（清神 清議員） 國本議員。

○議員（５番 國本 悦郎議員） 発達障害の児童生徒については、普通学級に在籍していることが多

いと思うんですよ。ですから、特別支援学級とか通級指導学級を担当する教師だけじゃなくて、学校全体として、そういった辺の理解を進めていかなきゃいけないと思うんですよ。そういったのが、各学校ともできているのかどうなのか。

今までの障害とは違って、LDとかADHDとか注意欠陥多動症、そういったのがちょっと見た目ではなかなかわからないんですよ。そういった辺をうまく理解しないと、なかなかうまく指導できないと思うんですが、そういったのはどうなんですかね。

○議長（清神 清議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） これも、今御心配のように、以前は、なかなかそういった情緒に障害のある子供についてはわからないとかっちゅうことがありましたが、田布施町では、ありがたいことに、もう入学前からそういったものを教育委員会と保健センターの方々と協力しながら情報交換しておりまして、小学校の低学年の時期からそういったことはわかります。もちろん、そういった入学前の調査等もありまして、それを踏まえて、できるだけ特別支援学級に入ってもらうような形でやっておりますし、なかなか通常学級では難しいんですけど、最近は保護者の理解もあって、大体小学校の間にそういった措置替えを認めていただいております。学校に来たくなかった子供が大変喜んで来るようになったとか、特にここ数年は、そういった非常にうれしい声も上がっておりますし、こういった一人一人の子供たちをしっかりと議員がおっしゃるように見て、それを的確に学級から、通常学級から特別支援学級のほうへ措置ができるように、そしてまた、よくなれば、実際には特別支援学級から通常学級に戻ってきたような子供もおりますし、非常に軽度な子もおりますので、通級教室もそういった一つなんですけど、戻して、また通常学級にやるという、やっぱりそういった子は、きちっと学校も、高校も通るというような状況が、少しずつそういった事例ができておりますので、かなり進歩はしているんじゃないかなというふうに思います。

○議長（清神 清議員） 國本議員。

○議員（５番 國本 悦郎議員） そういうところで、全教員のそういった発達障害ということについての理解をもっともっと深めていただいて、専門性のある、行き届いた教育を進めていただきたいと思います。

それと、保護者のほうには、どういう障害があるかというのを、なかなか専門的なことはわからないと思うんですよ。だから、そういった共通理解も必要なんじゃないかと思いますが、そういったことも今後進めていってもらいたいと思っております。

次に、指導者の免許についてお聞きします。文部省の通知によりますと、「特別支援教育の推進について」という平成19年に出された通知です。その中に、「教員の専門性の向上」という項がありまして、特別支援教育の推進のためには、教員の特別支援教育に関する専門性の向上が不可欠である。したがって、各学校は校内での研修を実施したり、教員を校外での研修をさせたりすることにより専門性の向上に努めること云々というようにあります。

特別支援学校については、先ほど答弁がありましたように、免許を取得するように義務づけております。先ほど言いました70%ぐらいですかね。普通学校のほうでは、それがその半分以下になっている状況にあります。障害に応じた指導をしようと思えば、免許取得というのは当然のことであるように思います。免許を取得する機会というのは、いろんな形で設けられております。そういった特別支援学校のほうに途中から赴任した教師は、それらを通じて多く免許を取得しております。

特別支援学級や通級指導学級を指導する教師には、他の教師と違って、それなりの手当が、月、他の教師より優遇されております。障害のある児童生徒を担当するという困難性もあると思いますが、専門性を擁しているからこそ優遇されているんだと私は理解しております。免許取得の機会はいろんな形で設けられております。通信大学、あるいは放送大学、県のほうもそういった機関を設置しております。管理職の理解を得て、それを担当教師に課することはできないんでしょうか。

○議長（清神 清議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 今、議員がおっしゃったのは、これが一番の、今19年とおっしゃいましたが、これが一番基本になっておりまして、先ほど答弁させていただきました特別支援コーディネーターであるとか、全体計画であるとか、こういったものは、この19年4月の「特別支援教育の推進について」という通知によってなされたものです。いわゆる特別支援については、いわゆる学校における特別支援教育については、義務教育については、特にこの19年の4月の通知によって初めて動き出したということです。御存じのように、18年7月に学教法の一部改正が行われまして、そのときに初めて、いわゆる学校教育法の中に特別支援教育についてというのが、大学の前に設置されたわけですから、本当、まあ生まれた赤ちゃんのような状況でございます。

ちょっとその中でも主なものは、今のコーディネーターをつくるとか、それから個別の支援計画を立てるとか、そういったことがありまして、行政といい、校長の今おっしゃったような指導についても、そういった裏づけがないと、なかなか校長も動きにくいということがありまして、その後、これはスタートでございまして、その後、25年の9月に、やはりこれも障害者基本計画出たときに、学教法が一部改正ありまして、その中に具体的に教員の専門性の確保であるとか、それから研修制度のあり方であるとか、やっと今、平成24年、25年の時点で、それについて、国が指針を示す準備を始めたということでございます。

そういうことで、我々もそうですけど、教育委員会としても、学校の校長としても、こういう研修は必ずしなさいよと、そういうことが、まだ決められていない状況ですので、我々としては、先ほど御答弁させていただきましたように、長期に特別支援学級でやる者は免許を取りなさいと。基本的には、今持っている免許で対応させる以外にないというのが現状でございます。

今後、これを受けて、この一、二年内に具体的に、特別支援学校はできましたけど、支援学級、通級指導教室についてはどういうふうにあるべきだという指針が出るんじゃないかと思いますが、現在、そういう状況でございますので、ちょっとそれに対しての答弁はなかなか難しゅうございますので御理解いただけたらと思います。

○議長（清神 清議員） 國本議員。

○議員（5番 國本 悦郎議員） 私ごとになるんですが、私は在職中に特殊学級、今で言う特別支援学級を2度受け持ったことがあります。最初のときは、誰も希望しないということだったので、1年という約束で受け持ちました。2度目のときは、赴任先の学校に開設してある特殊学級の担任の生徒が卒業するまでということで2年間受け持ちました。障害者教育について詳しく知らないで指導をするわけにはいかないと思って、その当時、放送大学で免許の取得ができるということから、養護学校教諭2級の免許を取得し、指導に当たりました。こういったように免許を取っております。

今放送大学だけでなく、通信教育や1年間の国内留学で単位を取れば免許は取得できます。免許取得は私的なことで、経済的な援助とは申しませんが、校内分掌の軽減など何らかの支援があれば行えるんじゃないかと思います。町内の学校にそういった支援を要請できないものでしょうか。

○議長（清神 清議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 今、おっしゃいましたように、私としても、特別支援学校教員免許の取得については進めていきたいというふうに考えておりますので、いわゆる分掌の軽減とか、こういったものも指導しておりますので、一層の推進を図って100%に近いものが、まあ転勤がありますので、なかなかせつかくしたらまた転勤するというようなこともあります。県全体で、山口県全体でそれができるように、いろんな形で、また県教委、それから教育長会等で、またそういったものを話して、できる限り山口県の特別支援学級の指導者が免許を皆取得できるような、日本でもトップクラスにあるような、そういったものを目指していかなければ、なかなかうちだけではできないので、それは進めていきたいというふうに考えます。

○議長（清神 清議員） 國本議員。

○議員（5番 國本 悦郎議員） しつこいようなんですけど、おさらいの形でもう一度お聞きいたし

ます。

専門性、すなわち免許がないと教壇に立てないというのは原則です。私が教員をしている間までは、大学で免許を取得すれば退職するまで何ら更新することなく教壇に立つことができました。

しかし、今は10年ごとに30時間講習を受ける更新講習の終了確認申請に必要な経費や、受講に係る旅費やその他の経費などを入れると、時間的な拘束や出資は多くの負担となっております。それができなく、免許が失効し、教壇に立てなくなった教員もいるやに聞いております。それほど専門性の保持について厳しくするならば特別支援教育に携わる人にも特別支援学校、学級を問わず、免許の取得を義務づけていただきたいと思います。もう一度、その辺の見解をお答えください。

○議長（清神 清議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 私も、専門的な観点から免許は全員持つべきだと思います。恐らく、これは何の根拠もありますが、恐らく国においても、近い将来、やはり特別支援学級通級指導教室についても、先般、県教委が県立の特別支援学校に課せたように、恐らくそういった免許が必ず要するというような形になるのは間違いないと思います。本町においては、できるだけ早く先生方の理解を得て、そういったものを持たせるように、また若い教員には、できるだけ全員が持てるような仕組み、また大学との協議も、今山大との協議もしております。ぜひそういった免許を取って出していただくような取り組みを共通してお願いしておりますので、今議員さんおっしゃったような形に次第になっていくもんじゃないかなというふうに思っておりますので、十分胸にとめておきたいと思います。

○議長（清神 清議員） 國本議員。

○議員（5番 國本 悦郎議員） 以上で、特別支援教育についての質問を終わります。

続いて、第2問目、田布施町の観光について質問をいたします。答弁者は、町長と、古墳につきましては教育長のほうにお願いいたします。

私は、外に出かけるときには、できるだけ多くの人に田布施町を認知してもらいたいとの思いがあり、「アイラブ田布施」、ちょっときょうは着ておりませんが、そういうポロシャツやウィンドブレーカーを着用するようにしております。会合には観光パンフレットを持参し、皆さんに配ったりもしてきました。ほかにも、田布施町の観光パンフレットを初め、郷土館のパンフレットなど、さまざまなパンフレットを100部ずつ単位でもらってきては車に積んでおき、宿泊施設や道の駅、行きつけの店、そして田布施町の表玄関である田布施駅の待合室には私設のパンフレットを置くラックを設置し、1週間ごとに補充して、切らさないようにしてきました。

移住して7年目ですが、各種のパンフレットだけではなく、田布施町の地方史研究会に入ったり、史跡を巡るウォーキングの会に入ったりして、観光についてはかなり詳しくなっております。一応は、田布施町の観光については、歩く広告塔を自認して活動しているつもりです。

そういったことから、昨年の9月議会で、「わかりづらい田布施の観光」ということで、何点かにわたり質問してきましたが、いまだに町民からは、改善していないという声をよく耳にします。

一昨年度から観光拠点と思われるところが、郷土館と、観光協会の職員が常駐しているIJU館、それに高齢者いきいき館内の観光情報センターなるものの3カ所に分散されてしまいましたが、どうにかならんかという声は沈静化しておりません。観光パンフレットと言えば、廃版になった観光パンフレットにかわる新しいパンフレットが、桜まつりの後の4月に出されましたが、評判は芳しくないようです。

まず第1点目に挙げられたのは、地図に記載されるべき2車線の主要道路、農道が見当たらないことです。うどんの「克」から元のリサイクルショップの間の農道です。それから、古墳を横切るような跨線橋、ここも記載されておられません。

2点目は、これまで主要項目であった観光地や史跡の説明より、特産品を全面に出す、こういった特産品のパンフレットの焼き直しではないかという声も聞かれます。

3点目は、今までどのパンフレットにも、田布施町の特産品といえば必ず記載されていた「イチジ

ク」については、一切の記載がありません。

4 点目には、「田布施町見て歩記MAP」、これですね、それや、ライオンズクラブ発行の「歩こうたぶセルートエイトセブン」のような持ち運びの便利な簡易版が欲しいとの声などなどが聞かれます。

古墳についても、町の広報誌で何度か地区ごとに詳しく記載されてきましたが、そんなに詳しい資料ではなく、欲しいのは、これまでライオンズクラブ、すいませんね、あっち行ったりこっち行ったり。これに記載されているような古墳についての詳しい説明が、個々のいろんな古墳じゃなくて町の指定とか県の指定とか、そういった城南と大波野のほうにある古墳についての記載が欲しいという声も聞きます。

また、観光パンフレットには、先ほど言いましたように、城南の古墳周辺の主要道路が記載されていませんので、これでは郷土館が幾ら独自の地図をつくっても、そういったことが反映されてなかったら観光客にとってどうなんだろうかという思いがあります。まず見るのは観光パンフレットです。そういったことを含めて、9月議会以降、どう改善されたのか、現状とこれからの取り組みを聞きます。

1 つには、3カ所に分散している観光拠点の見直しはどうかということ。

2 つ目には、田布施町の観光や古墳を含む史跡について、精通している職員の配置はできないのか。

3 番目に、今回発行された観光パンフレットの評価はどうなんでしょう。

4 番目に、これまでに配布されてきたパンフレットに掲載されておりました町内各所に散らばる史跡や遺跡の説明データはどうなるんでしょうか。県の資料によれば、観光客の大半は交流館利用者となっていますが、それは妥当な数なんですか。

6 番目に、古墳についてダイジェスト的なパンフの発行はどうなんですか。

すいませんが、6 点お願いいたします。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 田布施町の観光についての御質問でございますが、史跡に関する質問は、後ほど教育長のほうからお答えを申し上げます。

まず1点目の3カ所に分散している観光拠点の見直しについてのお尋ねですが、これまでの経緯は、昨年の9月議会で答弁しましたとおりでございます。その後、観光協会が一般社団法人化に向けて検討をされており、それにあわせて事務所を町の中心に移転したいとお考えを聞いておりますので、観光協会や関係団体と検討していきたいと考えております。

また、御質問いただいた議員さんにおかれましては、大変ありがとうございます。観光にしっかり力をいただいていることに対して感謝申し上げます。

次に、今の3カ所の分散についてですが、これはまだ観光協会が独立が、確実な独立状態でない状況の中で、民間観光協会としてしっかり独立してやっていただく一つの手段として、3カ所を設けて観光に力を入れていくんだよという意味合いを持った観光ブームもありますし、田布施町へ定住いただく件を含めて、そういったものを含めて観光と絡めて経済課のほうで対応してきた経緯がありますので、9月に申し上げたとおりでございます。

次に、3点目の今回の発行された観光パンフレットの評価はとのお尋ねですが、観光協会との連携しながら作成したもので、田布施町らしさを十分PRできたパンフレットだったと思っております。おかげさまで大好評でございまして、東京の「おいでませ山口館」を初め、山口県大阪営業本部、JR広島駅前新幹線口、徳山駅周南広報エリア、山口県観光連盟などへ配布しておりまして、いずれ好評で、追加の依頼が後を絶たない、大変うれしい状況であります。今後もしっかりPRをしていきたいと考えております。

5点目の、県の資料によれば、観光客の大半は交流館利用者となっているが、それは妥当な数字かとお尋ねですが、本町において、観光施設といった箇所が少なく、また人数を把握することができ

る施設といえば、「のんびらんどうましま」、「郷土館」、「交流館」等でございます。どれも町外の方の訪問が多く、県に対して施設名を入れて報告しておりますので、妥当な数字だと考えております。

以上です。

○議長（清神 清議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） それでは、今町長が申し上げました以外の2、4、6の項目についてお答えいたします。

まず2点目は、古墳を含む史跡について、精通している職員の配置はというお尋ねでございますが、本庁職員の中で、史跡に精通した人材としては、正規職員の文化財専門員が2名、嘱託の文化財専門員が1名のほか、田布施町郷土館の館長も、資格はないものの古墳を含む史跡に精通しております。これらの専門的な知識を持った職員が発掘調査の現場体験や巡回展等の公開活用事業を行ったり、文化財についての問い合わせに対応しているところでございます。

平成29年度の公開活用事業としましては、城南小学校や麻郷小学校で、それぞれ発掘調査の現場体験や、総合学習の時間で「中世の田布施町」について説明に出向いております。

4点目は、パンフレットに掲載されていた史跡や遺跡の説明データはどこにあるのかとお尋ねでございますが、史跡や遺跡についての情報データは、田布施町教育委員会や町郷土館で保管しております。史跡の中で、指定文化財については町のホームページに掲載し、発掘調査が行われてきた遺跡については報告書を発表しておりますが、報告書は町図書館等で閲覧することが可能でございます。

また、試掘調査を実施し、発掘調査に至らなかった遺跡については、随時、概要報告を策定しております。調査のみ行っている遺跡については、当時の状況を記録した踏査カードを整備しております。

次に、6点目は、古墳について、ダイジェスト的なパンフレットの発行はしないのかとの御質問でございますが、遺跡地図に記載されている内容と同じになる部分が多いことから、現在、遺跡地図を含む関連資料の整備を優先して行いたいと考えております。

この遺跡地図については、随時、新たな遺跡が見つかることから、パンフレットで提供した場合、その都度、修正する必要があるため、パンフレットでの資料提供は現実的に難しいと考えております。そのため、遺跡地図については自前（社会教育課）で作成していきたいというふうに考えます。

なお、現在、田布施町内の古墳を含めた遺跡の紹介を行う資料につきましては、町郷土館と田布施駅で手に入れることはできますが、今後、各公民館や各図書館などには備え付けをしていく予定にしております。

また、今後の取り組みとしましては、公民館を一つのグループとして、遺跡関連資料を印刷することから一連の資料を入れる専用のクリアファイルを作成して、郷土館に公民館ごとに資料が提供できるような、そういう準備をするように予定をしておりますので、また御活用いただけたらと思います。

○議長（清神 清議員） 國本議員。

○議員（5番 國本 悦郎議員） 駅前にライオンズクラブが大きな地図を設置して「エイトセブン」というルートを説明しております。その看板の問い合わせ先は、観光協会ではなく郷土館になっております。高齢者いきいき館の壁に設置されている大きな地図と説明書があります。その中にある観光情報センターには説明できる人がおりません。新しく観光パンフレットをつくったわけなんです、この新しいパンフレットで説明できるといったら、どの方ができるんでしょう。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 「エイトセブン」の件は、ライオンズクラブが独自で自分たちで費用出されて、ああいうのをつくられたわけでありまして、そして駅前にああいうのをつくって、ライオンズクラブとして活動されていた経緯をしっかりとっておるんだということですが、最近、特にその看板自体が倒れたり、あるいは傾いたりしとるということを、ちょっと聞きまして。

私が、ちょっと何で知とるかっていったら（発言する者あり）ライオンズに1年半、2年ほどお

りましたものですから、そういう形で、その件を聞いております。ただその後、どうなったかは、ちょっと聞いておりませんが。ライオンズクラブも、もちろん、今度観光協会の方と同じライオンズにおられますんで、その辺は話して、進めていかれるんじゃないかと思いますので。

町からそれに対していろんな形で費用を出したちゅうのは私は記憶ないんですけど、ライオンズのほうへ、その辺はよく確認しておきたいというふうに思いますし、ライオンズクラブ自体が遺跡という、ああいう観光というよりか、それ以外の何か神社仏閣を含めたいろんなところへ、そういうルートを、「エイトセブン」ちゅうのをやっております。それが十分機能してないということも聞いておりますんで、今後、ライオンズクラブの会長さんと話した上で、どういう状況にされるかというのは聞いてみたいなと思います。

ここにもライオンズが時計台をやってくれてるんですが、それもただやってくれただけで、別に看板が出てるわけじゃありません。ライオンズのPRだけです。御承知のように、河川公園のあれも、全部ライオンズが10基ほど唱歌の音楽を流してもらっておりますが、これもライオンズさんの予算の中でやっていただいた経緯がありまして、町は了解をして、「やってください」と、やりたいと言うから「やってください」という形で話したというふうに聞いております。

○議長（清神 清議員） 國本議員。

○議員（5番 國本 悦郎議員） ちょっと回答になってないと思うんですが。ライオンズクラブが設置している駅前のあれですいいね。看板のあれですいいね。問い合わせ先というのが郷土館になっているんですよ。観光協会じゃなくて郷土館になっております。それから、高齢者いきいき館の壁に大きな、あれ、発展クラブですかね、田布施町発展クラブか何かが寄贈した地図と各史跡の説明とかが掲示してあります。

しかし、そこに高齢者いきいき館におります観光情報センターの職員には、そういったことで説明ができる人がいないんですよ。それで新しいパンフレットができたんですが、それをうまく説明できる人が、いるんだろうかと思うんですよ。大好評ということなんですが、どなたがそういったことを、PRというかアピールというか、そういったのをするんでしょうかということです。

○議長（清神 清議員） 向山課長。

○経済課長（向山 智章君） パンフレットの説明のほうですか、こちらの。こちらのは、観光協会と私ども経済課のほうで協議しながらつくっております。この中についてのことについては、もう観光協会のほうで説明はできるとしております。当然、経済課のほうに来られても、説明はいたします。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） ライオンズクラブの件、答弁なっちゃらんっちゃて言われたんで。事実、ライオンズクラブに対して、うちのほうからはっきり確認したことはないんですが、自分がライオンズにちょっと入れた関係でその辺を聞いてるという状況で答弁したわけですが。

郷土館のほうで、ライオンズクラブはあそこですよというふうに言われてるか知りませんが、ライオンズクラブ自体の今事務所は、山銀の横に小さな事務所があります。（「はい」と呼ぶ者あり）あそこが最終的にはライオンズクラブの事務所で対応しているんですが、郷土館との連携がどうなっているかというのは、当初はそういう事務所がなかったから、多分、郷土館を窓口にして「エイトセブン」のルートのことをやったんだろうというふうに思います。ですから、もう一遍、ようライオンズの会長さん等と話して、その話ができれば、よく確認して、どこそこ行きゃあわかるんかということでありまして、ほとんど田布施の名所旧跡については、ライオンズクラブがやっている部分がありますので話ができるというふうに思いますんで。

「答える場所がどこか」っちゃって言われたら、私もちょっとよう答えませんので。また改めて、よく確認させていただきます。

○議長（清神 清議員） 國本議員。

○議員（5番 國本 悦郎議員） 今回、新しい観光パンフレットができたんですが、今回の観光パン

フレットの印刷者は町内でしょうか。これまで詳しく載っていた観光パンフレットのほうは、どちらの印刷屋でしょうか。そういったのをお聞かせください。

○議長（清神 清議員） 向山経済課長。

○経済課長（向山 智章君） 今回のこの印刷いたしましたのは、株式会社のジャパンインターナショナル総合研究所でございます。株式会社ジャパンインターナショナルの総合研究所と委託契約をして、観光協会と町とで作成しております。今回の町版については、ここのジャパンのほうから納品という形で印刷していただいております。この際、電子データ等も全部町のほうに納めてもらっておりますので、今後の増刷等は、町のほうで、町内業者のほうでやっていきたいと思います。

また、ここの、今回のパンフレットのことでいろいろ國本議員からお聞きしておりますが、現在の田布施に皆さんがこういうふうに来られたときの内容でつくっております。この3番目のグルメのところについては、差しかえも可能となっておりますので、また増刷のときは入れかえ等も考えながら増刷しようということにしております。

○議長（清神 清議員） 國本議員。

○議員（5番 國本 悦郎議員） ちょっと時間が余りありませんので、ちょっと違う、今回の観光パンフレットの経費は、観光協会に一応450万円ほど補助しておりますですいね。その中から出されているんでしょうか。それとも別口で、この観光パンフレットをつくったんでしょうか。

○議長（清神 清議員） 向山経済課長。

○経済課長（向山 智章君） これは町のほうの予算で出しております。

○議長（清神 清議員） 國本議員。

○議員（5番 國本 悦郎議員） それと環境協会の総会資料によると、今回の観光パンフレットの簡易版を出すとの記載があります。それも町のほうが負担するんでしょうか。それとも観光協会の総会の資料に載っているわけですから、観光協会の予算内でそういったのを処理するんでしょうか。

○議長（清神 清議員） 向山経済課長。

○経済課長（向山 智章君） 本町、今こういう8種類ぐらいの観光パンフでPRしています。この縮小版を、これは観光協会のほうでつくられるということでございます。

○議長（清神 清議員） 國本議員。

○議員（5番 國本 悦郎議員） 今まで観光協会のほうでは、このパンフレットと、もう一つ宿泊施設のパンフレットがありますですいね。そういったのは、これ継続してから改訂版で出していくんでしょうか、それとももうこちらの新しいパンフレット、簡易版、そういったんで統一してやるんでしょうか。

○議長（清神 清議員） 向山経済課長。

○経済課長（向山 智章君） 新たに縮小版をつくるということはお伺いしておりますが、これをなくすとか何とかというのは聞いておりませんので、これも継続されると思います。

○議長（清神 清議員） 國本議員。

○議員（5番 國本 悦郎議員） 先ほどの観光客の数は妥当かという辺なんですけど、一応、統計を見ると、田布施町では34万人の観光客ということになっております。経済課のほうが県のほうに報告したんじゃないかと思うんですよ。そのうち33万人が交流館の客で占められております。だから、1万人が、ほかの施設をちゅうことになっております。先月、交流館の総会で示された利用者数も同じ33万人です。町内の方、町外の方も買い物に来られます。レジを通した数じゃないかと思います。そういったのが観光客の数と言って妥当なんじゃないでしょうか。

田布施町では、「桜まつり」と「桜マラソン」、「牡蠣祭り」、「ハモ祭り」、「大波野神舞」、夏のろうそく祭りはなくなりましたが、冬の「キャンドルサービス」、そして色が刻々と変わる「古代米アート」に訪れる人はたくさんいますが、そういったイベントなどを含めた数は、その中に入っておりません。もっと多くの観光客がカウントできるんじゃないかと思いますが、概数でいいですか

ら、どれだけそういったイベントとかを含めて観光客として田布施に訪れていると思いますか。

○議長（清神 清議員） 向山経済課長。

○経済課長（向山 智章君） 議員が言われますとおり、この観光客数というのは、観光施設に対する統計をとっております。ですから、イベント等の統計は、これには含まれておりません。だから、イベント等、どういうイベントに幾ら人が来られたかというのは、今ちょっと資料を持ち合わせておりませんが、経済課のほうではわかるようにしておきます。

○議長（清神 清議員） 國本議員。

○議員（５番 國本 悦郎議員） 先ほど交流館の件なんです、33万人というのは、そこレジを通った、町内の人がたくさん買い物に来られているわけです。それを観光客としてカウントするのは妥当か、先ほどの町長の答弁では妥当であるというように言われました。

○議長（清神 清議員） 向山経済課長。

○経済課長（向山 智章君） この辺は多分正確ではないかもしれませんが、平成23年ぐらいから観光客のこういう統計調査の仕方が変わって、どこも道の駅とか、そういうところは含めなさいということになって、一応、どこもレジを通った数を報告していると思います。

○議長（清神 清議員） 國本議員。

○議員（５番 國本 悦郎議員） だから、観光客としてカウントするのは妥当な数ですかということなの。

○議長（清神 清議員） 向山経済課長。

○経済課長（向山 智章君） そういうもとでやっておりますので、妥当な数字と思っております。

○議長（清神 清議員） 國本議員。

○議員（５番 國本 悦郎議員） ちょっと時間が限られてきましたんで、ちょっと古墳のことについて、田んぼの圃場整備がされるたびに発掘調査がされて、平生町や柳井市より熊毛王国として田布施町がアピールできるのではないかと思います。そういった資料は先ほどの答弁の中でから蓄積してるんじゃないかと思うんですが、その辺の認識が、平生と田布施よりは低いような気がします。その辺はどうなんでしょうか。

○議長（清神 清議員） 中田課長。

○社会教育課長（中田 正美君） 認識が低いというのは、ちょっと具体的にどういうことなのか、ちょっと言っていただけたらわかりやすいんですけど。

○議長（清神 清議員） 國本議員。向山経済課長。

○経済課長（向山 智章君） 國本議員、田布施の古墳とかいろいろ調べられて、大変PRしていただいておりますが、実際、この観光パンフのときもいろいろ考えました。でも、よそから人を呼んだとき、やっぱり柳井の茶臼山とかというのは資料館もあります。土井ヶ浜だってミュージアムがあります。神花山、平生、あそこも公園化されております。駐車場もあります。田布施は、ただ何ぼPRしても、行ってみても駐車場がないんですよ。こういう姿で行かれないんですよ。作業靴、長靴でしか入れんのが実情なんですよ。それを多分言われているんだろうと思います。

田布施もそういうふうに、ちゃんと整備していけば、観光客として来てもらえると思うんですが、今回、ここで大きく取り上げなかったのは、たとえ来られても、失礼に当たる、おもてなしになっていないと思っておりますので、その辺の整備も、今後は考えていけたらと思います。

○議長（清神 清議員） 國本議員、最後です。

○議員（５番 國本 悦郎議員） すいません、1分前になって焦っております。

古墳で町おこしというのは全国で各地あります。そういったところと連携しながら、田布施町でも町おこしができないかというように思います。

検索しましたら、「古墳にコーフン」というコーナーがあります。そういったところものぞいて、もっともっと古墳がPRできるようにお願いしたいと思います。

○議長（清神 清議員） 中田社会教育課長。

○社会教育課長（中田 正美君） 御提案ありがとうございます。先ほど議員さんにも参考としてお配りしました、こういった田布施町の遺跡地図というのもつくっておりますので、こういった情報も町のホームページとかにもアップして、今はまだまだホームページのほうの情報提供も十分ではございませんので、今後、そういったところにも力を入れてPRのほうをしていきたいと思いをします。

○議員（5番 國本 悦郎議員） 以上で終わります。

○議長（清神 清議員） 以上で、國本議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（清神 清議員） ここで暫時休憩をいたしたいと思いをします。

再開は13時30分、1時半からでございます。

午後0時03分休憩

.....

午後1時30分再開

○議長（清神 清議員） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に、瀬石公夫議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） 通告のとおり、敬老会についてと障害者差別解消についてを質問いたします。質問方式は、一問一答でお願いします。

最初の質問は、敬老会についてです。答弁者は町長でお願いします。それでは、質問をいたします。

少子高齢化が進み、全国的にも敬老会事業のあり方が見直されている。一人暮らしや長寿命化を背景に、参加しにくい方々も多くおられる。また、内容もマンネリ化し、出席率が低下していると聞きますが、制度を継続していくためには、該当者のニーズの把握や地域性を活かした創意工夫を図り、より楽しんでいただけるように、積極的な検討、改善が必要と思われる。こうしたことで、町長に次のことをお尋ねします。

1、近年の敬老会の参加率を問う。2、会場までの交通手段が無い敬老者への対応は。3、敬老お祝い金の支払い場所はどのようになっているか。4、参加者減少対策として、地域コミュニティ、地域での実施か、何がよかったか、何が嫌だったかなどのアンケートを行い参加率の向上を図っては。5、将来的な敬老会のあり方について検討、改善が必要と思うがいかがか。

以上、質問いたします。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、答えいたします。

本町では75歳以上の高齢者を対象に、原則として毎年9月の第2土曜日に町内8会場で敬老会を開催しており、昨年の出席総者は529名でありました。

1点目は、近年の敬老会の参加率についてであります。平成27年度は22.6%、平成28年度は21.2%、平成29年度は19.8%と減少傾向にあります。

2点目は、会場までの交通手段が無い高齢者への対応についてであります。

敬老会は、町内8会場で一斉に開催しており、各地区に送迎バス等を運行することは難しく、タクシーにしましても同じ状態と思いをします。

町としましては、御家族や御近所同士、または、地域の方々の送迎や乗り合わせ等により、1人でも多くの出席していただくことを望んでおります。

3点目は、長寿お祝い金の支払い場所についてであります。町役場の窓口で受け取っていただくか、指定口座に振り込むことにしております。

4点目の参加者減少対策として、5点目の将来的な敬老会のあり方についてであります。毎年、婦人会との事前打ち合わせや反省会等では、出席率にすることが話題になり、会の見直し等について、何度も話し合いをしてきました。社会情勢の変化が、昔のように多くの方に会場に足を運んでい

ただけないのが現実であります。

町としましては、御提言のありました地域コミュニティの活用やアンケート実施等については、今後の見直しの参考にさせていただきたいと思います。

このほかにも、社会や環境の変化等も考慮し、他の事例や各会場ごとに婦人会の方など現場の声を参考にしながら気軽に参加いただき、また、魅力のある会となるような運営に努めていきたいと思います。以上です。

○議長（清神 清議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） 先ほど、今、お答えになられましたように、22年度が参加率が25.4%、29年度が19.8%で、この8年間で対象者は404人ふえ、参加者は逆に44人少なくなったということで、率にして5.6%減少したわけでございます。

そして、私は25年の12月にも一般質問して、そのときは22年の前4年間、4年間ですが、これもずっと減っておりまして。そのとき、協力団体の意見、近隣市町村の開催状況や内容、経費等参考にされ、参加率の向上を図られたいと一般質問しました。

そのとき検討するということでございましたが、どのような見直しや対策をされたか、そのときの、一向によくなっていないようなのでお聞きいたしたいと思います。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 瀬石議員の言われるとおり、段々と高齢者の皆さんが参加がなくなっているというのは事実であります。

私、ずっと敬老会、毎年8回以上、ここまですっと1回も休むことなく敬老会には参加しました。

お見えになっている敬老の皆さんは、皆お元気な方で、非常ににこやかに参加していただいているんですが、お見えにならない方がどういう状況かちゅうのをちょっとつかみ切れておりません。体の御不自由な方、あるいは、今、言ったような足の問題、あるいは、やはり高齢者の皆さんとして参加しづらい状況があるのであれば、それを解消していかなきゃいけないんですが、御指摘のとおり年々少なくなっているのは事実であります。

会場等も工夫しながら、学校の体育館を使ったり、公民館を使ったり、変わったときもありますが、やはりお顔を覗けていたくのがやっぱり敬老会の大きな目玉の一つというふうに思っておりますので、これからもその辺をしっかりと踏まえて、各課ともしっかり、担当課ともしっかり連携をして対応していかないといけないなという思いがします。

ただ、「敬老会に出んからつうのが、そのお年寄りの元気の源いや」つう方が何人か聞いたことがあるんです。これは、ちょっと考え方が、ちょっと悩むんですが、そういう話を聞くと。「敬老会に出るようになったら終わりいや」と「敬老会へ出んけ、元気でおれるんじゃけえの」という方も中にはおられるんです。そういう方に、「いや、ようは言わんと敬老会出なさい」という表現が、しいてええもんか悪いもんかちゅうのもありまして、確かに、言われるのはわかります。

事実、今、80年、寿命というか、非常に今の高齢者の皆さんの長生きが続いているという経緯もあって、そういうのを含めて、敬老会の出席率が悪くなっているというのも多少あるのかなという思いをしますが、しっかり、担当課と検討してまいりたいというふうに思います。

前回と同じような答弁にしかならんかもわかりませんが、そういうことで御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（清神 清議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） 敬老会に行くの、「あねな年寄りみたいなものには行かれん」ちゅう人も事実おるんで、そういう人は元気で非常にいいと思うわけであって、そういうことを合わせてアンケート調査をされて、もっと、75で「そねえな年寄りのところに行けるな」ちゅうのは、これはうれしい悲鳴で、そういうことをよろしくアンケート調査をしていただきたいと、何がよかったとか、何が嫌だったとかよく聞かれて、そうすると把握ができると、75歳じゃ若すぎるというんであ

れば80にすりゃええことで、80にせでも76にする、年々上げていくちゅう手もあると思うんで、ひとつよろしく願いいたします。

それと、足の問題ですが、これは29年の10月に町と麻里府地区の自治会との意見交換会で、そのときも会場までの交通手段について要望があったと思うんです。我々が資料をもらっているのに、そうすると、今の答えのように8カ所ある、みんな回るのは大変だと。そういうことで、断られておりますが、そういうことも含めて、足があるか、あれば出席するとか、そういうことを含められたら、アンケートを取られたら、創意工夫が図られるんじゃないかと思いますので、ひとつその辺を踏まえてやって、いただきたいと、これをやる気があるかどうかというのを後、答えてもらうんで、アンケート、その辺をちょっとお答え、アンケートのほうよろしく。

○議長（清神 清議員） 吉村健康保険課長。

○健康保険課長（吉村 明夫君） 敬老会のほうは、婦人会が主に動かれてやっていますので、その会場等でアンケートを実施したり、何かほかの方法でアンケートがとれれば、アンケートをとるようにしていきたいと思います。

○議長（清神 清議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） よろしくをお願いします。

事前にとられたほうがいいと思います。会場でばらばらと配っても、やっぱり書いて戻ってこんど思います。

よう、我々も研修行ったときは、「どう思いますか」とかアンケートを書いてくれというのがあがるが、大体出さずに帰っていることが多いので、その辺を。

それとさっき、振り込みの問題です。敬老祝い金、これをもらえるものだと思って行ったら、80、90、100歳でももらえるのですから、100歳の人には行かないにしても、行ったら会場でもらえなかったと役場のほうにとりに行かなきゃいけないと、二度手間ということで、役場のほうから言やあ、振り込みでもいいよという。振り込みと言われたら、今度は、振り込んだら家へお金が来るわけじゃない、こんなこと言わんでもええが、常識で、また銀行まで行くか、役場へ行くかだけのことなんで、その辺で80、90、100の人には会場で渡せられるようにされたらどうなんでしょう、その辺をちょっと思うわけですが。

○議長（清神 清議員） 吉村健康保険課長。

○健康保険課長（吉村 明夫君） 会場で渡す場合には、ちょっとお金の管理が大変ということで、現在はやっておりません。

○議長（清神 清議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） 農林水産省の買い物難民というんがありまして、それがどのぐらいの買い物、スーパーとかコンビニがないのは、どのぐらいの距離が買い物難民というかというのがありまして、それは500メートルちゅうんです、500メートル。そして、スーパーなんかを建てる人に言わすと、駐車場は150メートル離れるとお客は使わんと、そういう定説があるわけなんです。そういうことを思うときはもっとあれです。町民のニーズといいましようか、気持ちを敏感にくみ取ってどういう対策をするか、それはお金ですから、銀行員というのは毎日、毎日、バイクに積んじゃあ、何百万、何千万持って歩きよるんですから、その辺ややっぱり世間並みに考えられちゃどうですか、ちょっとその辺をひとつ。

○議長（清神 清議員） 吉村健康保険課長。

○健康保険課長（吉村 明夫君） やはり、以前は会場でお渡ししていたんですけれども、お金の管理が大変ということで、現在は役場の窓口で一括して管理するような状態で、一応、その他については口座振り込みで、銀行に行く機会があると思いますので、そのときに引き出していただければと考えています。

○議長（清神 清議員） 瀬石議員。

○議員（７番 瀬石 公夫議員） どうしても来れない人については、余り多い数じゃないと思う、８０、９０、１００ですから、そういう方には持っていられるようにしていただきたいと思うわけです。もしか電話でもあれば、いよいよそういう方がおれば、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（清神 清議員） 吉村健康保険課長。

○健康保険課長（吉村 明夫君） どうしても条件的に難しいという方がおられましたら、個別に対応させていただきたいと思います。

○議長（清神 清議員） 瀬石議員。

○議員（７番 瀬石 公夫議員） よろしく願いいたします。

地方自治体の基本的な役割は、住民の福祉の増進を図ることですので、そういう住民の気持ち、ニーズというものは敏感にくみ取っていただいて一つでもやると、ちょっとほかの話になります。

郵便局で、ちょっとうちのおふくろも体が悪いんで、お金を受けとることができたら、それは親切でやってくれました。そういうこともよろしく願いいたします。

次に、２点目の質問を行います。

質問事項は、障害者差別解消法についてです。答弁者は町長でお願いします。

それでは、質問をいたします。

平成２８年４月１日から「障害者差別解消法」がスタートして２年余りになる。この法律は、障害のある人への差別をなくすことで、障害のある人もない人もともに生きる社会をつくることを目指している。

障害のある人への不当な差別的取り扱いを禁止し、合理的配慮の提供を求めている。障害を理由として、正当な理由なくサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけるなどの不当な差別的取り扱いを禁止し、また、障害のある人から社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられた場合には、負担が過重過ぎない範囲で対応する合理的配慮の提供が求められている。

行政機関等では法的な義務とされ、民間事業者においては努力義務とされた、これまでにない新しい考え方は、障がいのある人もない人も、その人らしい生き方が保障される社会の現実には大きな役割を果たすものと期待されている。

そこで、次のことをお尋ねします。

１、差別の解消に関し、職員の遵守すべき対応要領は定められているか、定められていればその内容を問う。２、差別解消法を実践するための啓発・広報活動はどのように行ったか。３、職員への研修、事業者の啓発、町民への普及啓発のこれからの推進を問う。４、県・町の相談・対応窓口はどこになるのか。

以上、質問しますので、よろしくお願いします。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、障害者差別解消法についての御質問にお答えいたします。

１点目は、職員の対応要領について、お尋ねですが、行政機関等における障害を理由とする差別の禁止に関して、本町職員が適切に対応する必要事項を定めた対応要領は、平成２８年４月に制定しております。

また、田布施町立学校に属する職員に関する対応要領につきましても、同じく平成２８年４月に本町教育委員会において制定されているところです。

内容につきましては、不当な差別的取り扱いの禁止、合理的配慮の提供、監督者や校長の責務、相談体制の整備、研修・啓発等を定めたものとなっております。

２点目は、啓発・広報活動についてのお尋ねですが、町民に向けては、平成２８年３月に本町ホームページで障害者差別解消法についての啓発コンテンツを公開したほか、翌月には、広報たぶせにお

いて、障害者差別解消法についてのお知らせの記事を掲載したところであります。

また、田布施町心身障害者協議会や田布施町心身障害児（者）父母の会など関係団体等の総会の場で、制度が発足したお知らせとともに相談窓口についても案内申し上げたところであります。

3点目は、これからの研修・啓発の推進についてのお尋ねですが、これまで法施行前の平成28年3月7日の課長会議で、管理職研修として「障害者差別解消法の施行に向けて」と題して、町民福祉課長を講師として実施したのを初め、平成28年8月24日に、障害者支援施設柳井ひまわり園施設長を講師に迎えて職員全体の研修を実施してまいりました。

今後も、障害のある人もない人も分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながらともに生きる社会の実現に向けて、引き続き職員研修や町民、事業所に向けて啓発活動を続けてまいりたいと考えております。

なお、相談・対応窓口でございますが、本町におきましては町民福祉課が、県におきましては障害者支援課ほか各地域の県民相談室において窓口が設けられておられます。

以上です。

○議長（清神 清議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） 研修をされているようでございますが、私が手元で調べているのは、平成28年の2月に障害者差別解消法について課長会議でやっておられて、28年に「あいサポート運動」についてやっておられます。

そして、広報については、28年の3月にホームページで障害者差別解消法、そして、28年の4月8日に広報で障害者差別解消法についてと、そして、28年12月9日に「あいサポート運動」について広報をやっておられます。

28年度、制度が始まったときは、その年の4月に施行されまして、その2月から12月まではやっておられますが、その後、全然、広報等をやっておられないわけでございますが、そのあたりはなぜ、その間、全然こういうのをやっておられなかったんであろうか、ちょっとお聞きしたいと。

○議長（清神 清議員） 坂本町民福祉課長。

○町民福祉課長（坂本 哲夫君） まず、28年の年度初めに、この法が施行されまして、やはり、その前後そういった啓発活動を行いまして、28年度はそういった啓発活動を折を見てやってきたところですが、その後、法律ですとか制度が余り大きな改正もなかったこともございまして、特にそういったものがなかったものと思われまして。

そうは言いましても、やはり合理的な配慮ですとか、そういった不当な差別の禁止事項とかそういった事例もふえてくることも考えられますので、そういった機会を捉えて、また新たな啓発普及活動に努めてまいりたいと思います。

○議長（清神 清議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） その後、検証はされていないということで、昨年1月には中学校の体育館の2階で開催される立志式というのがあるんです。中学校2年生で、それに車椅子の保護者が出席したいが、エレベーターが使用できないと聞いたが、使用できるようにしてほしいとのそういう意見が私のほうへありました。

そして、桜まつりのときは、役場玄関前の身体障害者用駐車場が使用禁止だったのであけてもらったと、田布施町は身体障害者には冷たい町なんですかねとメールが送られてきました。

差別解消法が浸透していないんじゃないかと、こういうことで、これから、さっきあいサポートの研修もされたと言われましたが、このあいサポートは、これは山口県健康福祉部障害者支援課がやっているわけで、私、ちょっと上着あそこ置いちゃうけど、サポーターの、このバッジを御存じですか。

この研修を受けると、このようなバッジを県がくれるわけですね。そのようなものは、この研修を受けられた人には配られているか、それで、研修されたのはどういう機関でされたか、ちょっとお聞きしたいと。

○議長（清神 清議員） 亀田総務企画課長。

○総務企画課長（亀田 典志君） 職員の研修の件でよろしいですね。

町長の答弁でも行いましたけど、平成28年の8月に毎年、人権研修を行っております。その人権研修の一環として、このときに、あいサポート研修ということでやったものでございます。

参加者につきましては、一日で午前、午後に分けてやっておりまして、職員100名が受けております。

以上でございます。

○議長（清神 清議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） その講師はどなたじゃったんですか。

○議長（清神 清議員） 亀田課長。

○総務企画課長（亀田 典志君） 先ほど町長も答弁しましたが、障害者支援施設の柳井ひまわり園の施設長さんに講師をお願いいたしました。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） それは、あいサポートの本格的なこういうバッジは、研修終わったらみんないただいたとか。

○議長（清神 清議員） 亀田課長。

○総務企画課長（亀田 典志君） はい、同じようなバッジを全員にいただきました。

○議長（清神 清議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） 私もこれからつけるようになるべくしますので、ひとつ景色が変わればみんなの気持ちも変わるということで、ひとつよろしく願いいたします。

それから、いろいろ田布施の町に帰って見てみるんですが、割と大型店舗なんかは、今、駐車場、身障者の駐車場もほとんどあいておりますけど、そのスピーカーからは、もうここは身障者用の駐車場ですからその他の方は置かないでくださいとかちゅうスピーカーが流れるわけです。それをやれというんじゃないしに、そういうことで民間でも大変そのようなことは、現在、浸透、気を使われていると、そして大型店舗ではエレベーター、エスカレーターは、もう常識なわけなんです。

言えば、今、広島近郊、廿日市あたりには大型店舗がいっぱいできておりますが、課長、うなずいておられますが、後ろのほうの課長で、行かれたんだろうと思うわけなんです。それはもうトイレは立派にされちよるし、エレベーター、エスカレーター、すごい整備をされちよると。そういうことがありますので、中学校のエレベーターぐらいはどのように思われるでしょうか。動かされたら、せっかくあるのですから。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 中学校の体育館のエレベーターなんですが、私のほうで財政再建を含めているんな状況の中でなった当初、「子供たちのエレベーターの上がりおりは必要ないじゃないか」と言ったら、「何か行事があるときだけは要るんです」というから、「行事があるときだけちゅうような使い方ならとめてしまえ」と言ったのは私です。もう10年近くになりますか、あのエレベーターを稼働さすのに、年間30万円ぐらい整備費含めてかかるんです。十何万円、30万円ぐらいだな、かかるということで、ちょっと財政再建のときに一応とめなさいといったんです。

時代の錯誤から言って、あの時代はまだ子供たちが、もし障害者の子供たちがおったら、子供たちがお互いに協力して、あの階段ぐらい車椅子を抱えて上がっちゃれと、そういう教育をするのも一つの教育であるといって教育長の前の教育長に言ったんだと思うんです。そういう話をしたことがあるんです。それは、そういうことも全くわかりましたということで、必要に応じてはやるようにしますが、現在は整備点検をやめて、とめている状況であります。

先般、そういう話があったんなら、ちょっと話をいただきましたかったんですが、ちょっと聞いておりませんでした。使えるものはちゃんと使えるようにしたいんですが、瀬石議員もおられる時代から、財政再建がいかに大変やということは御承知だろうと思います。

そういう意味から、ほんのわずかなお金でも再建のためには協力してほしいということで、学校のほうのエレベーターはとめさせてもらったという経緯があります。今、言いましたように、確かに大型店舗を含めて全てのところが昇降機、あるいはオートライン、今ごろはエスカレーターやないです。もう、オートラインって、道路まで移動するようなまでできている時代ですから、考え方を見直していかなきゃいけないのかなという思いはしますが、都会部分と地方部分とでは、多少の異差があるかもしれませんが、田布施町の体育館の昇降機については、今後、学校とも検討して、行事のときにはちゃんと使えるようになると、ちゃんと使えるようにやるんですが、年に1回か2回しか使わんでも20万円か30万円というお金がかかりますよということを了解した上でその辺を対応していかんと、無駄なことはしないでほしいというのが私の観念でありましたので、その辺は御理解をいただきたいと思います。当時の状況です。今は、必要であればちゃんと稼働できるようにしていかなきゃいけないかなという思いをしますし、ここのエレベーターがないのに皆さん無理して、黙って、ずっと頑張っただけの経緯等を含めると、田布施の庁舎の3階建てのエレベーターなしで高齢者の議員さんも多分、過去いられましたが、ずっと我慢してやってこられたことを思うと、やはりそういう時代に合ったことは時代に合ったようにやっていかなきゃいけないなという気持ちを持っておりますので、今後はそういった面をしっかりと踏まえて、やはりサービスとして行政サービスとしてやるべきことはちゃんとやっていかなきゃいかなんという思いをしております。

以上で、答弁になるかわかりませんが、お答えさせていただきます。

○議長（清神 清議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） 財政再建のときでございましたので、その気持ちはわかるわけですが、時代とともに変わっていくんで、こういうサービスは、学校のほうと、よく役場のほうで相談されてどうにか動かしてもらえれば、そのように景色が変わると、やっぱり身障者には優しくしなきゃいけないというようなことが日常の生活になるのではないかと、このように思っております。

それともう一つ、イベントがあったとき、役場の前の駐車場がもうロープが張ってあったと聞いたんですが、入れんように身障者の駐車場になっていたと。それで、ここへ停めらせてくれということであけてもらったということでございまして、ここに、「田布施町における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」というのがありまして、その「田布施町における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領に関する留意事項」というのがあって、その第6の合理的配慮の具体例がありまして、その最後のほうの具体例の中に、「田布施町の敷地内の駐車場において、障害者の来所が多数見込まれる場合、通常、障害者専用とされていない区画を障害者専用の区画に変更する」と、このようになっておるんで、今までである障害者駐車場を入れんようにするというのはもったのほかでございまして、今後、いろんなことで、その祭り等をやるときは、障害者用駐車場を確保されるようにしていただきたいと思いますが、その辺は町民課のほうでよく各課に指導できますでしょうか。

○議長（清神 清議員） 坂本町民福祉課長。

○町民福祉課長（坂本 哲夫君） 実際に、そういう事例があったということで非常に大変残念に思っております。

やはり、役場の駐車場を開放してそういった駐車場に充てるということもあろうかと思っておりますので、機会を捉えて各課のほうにそういった依頼のほうは出していきたいと思います。

○議長（清神 清議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） この差別の解消に関する対応要領というのを田布施町でつくっておられ、またこれは田布施町立学校における障害者が利用する対応要領もつくっておられますんで、その辺はよく皆さん徹底されまして、障害者に優しいまちづくり、平等に暮らせるまちづくりに努めていただきたいと思います。

以上で、質問を終わります。

○議長（清神 清議員） 瀬石公夫議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（清神 清議員） 次に、河内賀寿議員。

○議員（９番 河内 賀寿議員） それでは、一般質問をいたします。質問は１問だけですので、一問一答です。答弁者は長信町長でお願いします。

質問事項は、庁舎にエレベーターが設置されるので、車椅子の方の職員採用も考えてはということをお願いします。

今年度の庁舎耐震補強工事に伴い、エレベーターが新たに設置されます。これは、足の不自由な方や車椅子の方が庁舎を利用する場合、大変便利になるということです。具体的には、この３階の議会傍聴や会議の出席、２階の総務企画課や経済課や町長室に直接お話に行けることなどです。

さて、これは一般利用でのことですが、役場職員採用ということで考えてみますと、車椅子の方も積極的に採用試験を受けてみようと思える状態ができるということでもあると思います。

通路の狭さなど、問題点もいろいろあると思いますが、今回の採用試験では、車椅子の方の採用も考えたものにはできないでしょうか。もちろん今まででもだめとは書いてはいなかったでしょうが、試験を受ける側からすれば、階段しかない庁舎では遠慮されていたと思います。

それでは、お答えをお願いします。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、お答えいたします。

今年度実施します本庁舎の耐震補強・改修工事では、裏玄関付近にエレベーターを新設し、バリアフリー化も併せて行いますので、これまで、高齢者や障害者の方々に大変御迷惑をおかけしていましたが、問題が一部解消されることになります。

しかし、事務量の増加等により窓口の狭隘化が進み、町民対応の窓口スペースや職員の執務スペースなどは、現庁舎での改善は困難であります。このため、もし、車椅子の方等を職員として採用する場合は、職場が限定されるのが現状です。

障害者の雇用は、障害者雇用促進法により、事業主への義務や雇用支援体制等が定められており、法改正によりまして、今年４月から、これまでの身体・知的障害者に加え、精神障害者も雇用義務の対象となるとともに、障害者の法定雇用率も、国・地方公共団体等については、現行の２．３％から２．５％に引き上げられました。

議員御質問の職員採用につきましては、車椅子の障害者に限定することはできません。また、障害者を対象にした採用試験を実施する際には、点字試験の実施、拡大コピー等の活用や音声読み上げパソコンに対応した試験問題のテキストデータ化、視覚障害者や肢体不自由の方等に配慮した試験時間の延長の実施などのさまざまな対応が必要となるため、現在、本町では、障害者の方を対象にした採用試験を実施する予定はなく、従来の職員採用試験の中で障害者の方にも対応してまいりたいと思います。

なお、今年度の当初予算で、２名の障害者の臨時雇用経費を計上しておりますが、今のところ未定となっております。今後、十分検討して、障害者雇用促進法等の主旨に沿った対応を行いたいと思います。

以上です。

○議長（清神 清議員） 河内議員。

○議員（９番 河内 賀寿議員） 今の大体现状の説明で、今は採用のあれができないけど、今後対応されるという説明でしたし、あと２名の方の予算を今のところ何か用意してあるけど未定ということ、採用しますようされますかというような宣伝のようなことがまだしてないというか、伝わっていないんでしょうか、その辺ちょっとお願いします。

○議長（清神 清議員） 亀田総務企画課長。

○総務企画課長（亀田 典志君） 当初予算のときにもちょっと若干説明させていただいたんですけど、法定雇用率も上がってくることもありまして、臨時職員として2名分の予算を確保しております。

一応、考えておりますのは、総務、総務係、それから図書館に1名ずつという形で考えておりますけど、実際に雇用していくのにハローワークへの求人票の提出とか、あと町内にも総合支援学校とかがありますので、そういったところといろいろ協議しながら、実際にすぐ採用ということではなくて、2週間程度のテスト期間というか、研修というか、のをやってみて、実際、御本人もやっていけるかどうかということも踏まえて対応していきたいというふうには考えておりますけど、まずは求人票のところをまだちょっと出していないというのが現状ですので、その辺につきましても早急に対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（清神 清議員） 河内議員。

○議員（9番 河内 賀寿議員） 先ほどの説明ですと、今までの採用に関しては大体健常者が主という感じのニュアンスで聞きまして、これから対応するというので、例えば簡単に言うと、試験の募集要項とかの中に「車椅子の方も可」とかそういうのを1文字増えるぐらいのことでも、最初は取り組みとしてはいいんじゃないかとは思いますが、あと、もちろん障害と一言言ったら、車椅子だけではなくていろんな先ほども説明もあったと思いますが、もちろん目の不自由な方もあれば、耳の不自由な方もあり、片足、片手の不自由な方とかいろんなバージョンと表現あれですけど、いろんな種類があると思います。それの方全部オーケーです、いろんな方誰でもいいですから、気にせずに採用試験受けてくださいというわけには、簡単にはそういう形にはいけないというような感じの説明を聞いたように感じたんですけど、ちょっとずつだけでも、少しずつだけでも進歩していくとか、採用試験をちょっとずつだけでもいい形にしていくという目で、まずは、今回ちょっと一般質問にしたので、ちょっとてこ入れじゃないですけど、「車椅子の方も可」とかいうぐらいの、からそういった文言ぐらいからでも次とか、2年後とか、1年後か2年後かぐらいの書いてみるような検討でしていただけたらと思っていてもいいでしょうか。ちょっとお願いします。

○議長（清神 清議員） 亀田総務企画課長。

○総務企画課長（亀田 典志君） 大きな市では、障害者対象ということで採用試験を実施されております。それはそれで、そういった施設もきちっとされておりますし、そういった作業スペースというか、障害者の方だけの部屋というか、そこで軽作業というかそういったところに対応しているというところの職場もあるようにお聞きしております。

ですけど、本町の場合でありましたら、先ほども町長の答弁でありましたけど、エレベーターはできても、その働く職場のスペースで車椅子限定であれば、なかなか入れないというのが現状であります。

身体障害者の方の場合、先ほどもありましたけど、身体それから知的、それから今回、精神ということで、車椅子限定というのも一つの差別にもなって来るんじゃないかなというには思っています。

ですから、そういったことで、まず、臨時職員の雇用という形で職場というか、仕事を限定した中で、そこでまず対応していただいて、そういった中で、その方がまた採用試験を受けようという気になっていただければ、そういったところで実際に通常の採用試験で対応できるんじゃないかなというふうに思っています。

なかなか障害者対象の採用試験ということになれば、そこに限定して業務ができないと、ちょっとどのような障害の方が来られるかというのもこちらでも予想ができませんので、ある程度、先ほどの求人票にもこういったことができるという業務を決めて募集をかけないと、なかなか入っていただいても、やはり御本人が一番大変なことにもなって来ると思いますので、そういったところでそういったところで、まずは臨時職員として職場も限定した中で対応しながらやっていきたいなというふうに思っていますので、また、そういった採用試験というのができるようになればよろしいとは思いますが、大きな市ではないので、ちょっとなかなかその辺は難しいかなというふうには判断しております。

す。

○議長（清神 清議員） 河内議員。

○議員（９番 河内 賀寿議員） なかなかエレベーターができるというだけで、まだ問題点が山積みみたいなのはよくわかるし、確かに通路が狭いというのは、私もさっき通りましたが、そのとおりで、いろいろそういうのの関連とかいろいろあるのはわかるんで、ですが、時代が障害者に優しい時代に、ちょっと一昔前やったら考えられぐらいいい感じになっている時代だと思いますので、これのエレベーターを機にすぐとは言わんですけど、いい感じに考えていただければと思います。

あと、先ほどちょっと多少ニュアンスであったんかもしれませんが、プライバシーの関係もあるかもしれませんが、今、役場の職員さんも結構いらっしゃいます。人数の中で、耳が片方聞こえないとか、ちょっと目が悪いとかいろいろ、いろんな程度の障害もある方とか、足が不自由とかいろいろの方とか、実際問題、何人かお雇いになられておるんか、あったらそういう簡単な、プライバシーの関係があるんで、誰とかいう話じゃないですけど、今どうですか、全員が健常者じゃないと思うんですけど、お願いします。

○議長（清神 清議員） 亀田総務企画課長。

○総務企画課長（亀田 典志君） 先ほども町長の答弁でもありましたけど、今現在の障害者の法定雇用率２．３％です。それは、クリアしております。ですけど、それが今度２．５％に、今、この４月から引き上げられたということです。

今の正職員の中でも、もう退職して再任用という方もいらっしゃいますので、その方がもし退職されたなら、この法定雇用率もクリアできないということになります。

ですから、先ほども言いましたけど、臨時職員で常勤で雇用する場合もその人数に、雇用率に加えられるものですから、まずは、その臨時職員としての常勤ということで、まずは働いてもらおうかなということで２名分の予算をとったということでございます。

○議長（清神 清議員） 河内議員。

○議員（９番 河内 賀寿議員） 障害の方に優しい町であってほしいし、努力もされておられるみたいなので、今後ともぜひぜひ車椅子も考えていただいてやっていただければと思います。

余談ですけど、朝の連続テレビ小説で「半分、青い。」というのをやっているんですけど、主人公の女の子が小学校３年のときに左の耳が聞こえなくなって、でも、頑張って生きよっても高３のときに２０社受けて全部落とされてというような、障害を受けたら大変だなというのを、そういうのも思ってたこの質問にしたんですけど、今はそのときの時代よりちょっとよくなっているので、ぜひぜひ、障害の方が役場とかでも本当入りたいなと思って頑張りたいなと思ったら、入れる田布施役場になっていただければと思うということでよろしくお願いします。

対応されるということでしたので、今後ともよろしくお願いします。

これで、私の質問を終わります。

○議長（清神 清議員） 以上で、河内賀寿議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（清神 清議員） 最後に、竹谷和彦議員。

○議員（１２番 竹谷 和彦議員） それでは、私は２問ほど質問をさせていただきます。答弁者は、町長よろしくお願いします。

それでは、１問目でございます。独居世帯への行政の支援について質問します。

本町の独居世帯数は何件か、そのうち６５歳以下の世帯数は何件でしょう。

そしてまた、今後どのように独居世帯数は推移していくと予想されるか。

近年、全国的に孤独死の問題が大きく取り上げられているが、本町ではどのような独居世帯に対する見守りや対策を行っているのかをお聞かせください。

以上です。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、お答えします。

独居世帯への行政支援についてのお尋ねであります。

御質問にありますように、近年、孤独死の増加が社会問題となっております。この要因としましては、核家族化や少子化等さまざまなものが考えられますが、町としましては、独居世帯のうち社会とつながりが少なくなっている高齢者に対する施策に力を入れております。

1点目は、独居世帯数と今後、推移についてであります。

社会福祉協議会が民生委員を通じて行っております、高齢者保健福祉実態調査によりますと、平成29年5月の調査では、65歳以上の在宅単身者は717人となっております。

この調査には、65歳未満の方や施設入所等により在宅以外の方、または独居世帯でも隣などに親族等が住まわれている場合は含まれていせんが、人数はおおむね増加傾向にあり、毎年10名程度増加しているものと見込んでおります。

2点目は、独居世帯に対する見守りや対策についてであります。

高齢者施策の主なものを紹介しますと、1つ目は、高齢者見守りネットワーク事業で、郵便や電気、ガス等民間事業者と協定を結び、日常業務中に、高齢者宅などで新聞がたまっていたり、洗濯物が干したままになっていたりする等の異変に気づいたときに町に連絡していただき、関係機関と連携し、状況確認や早期対応を行うものであり、現在15事業者と協定を締結しております。

2つ目は、緊急通報装置設置運営事業で、高齢者のみの世帯の自宅に緊急通報システムの装置を設置し、緊急時にはボタン1つで通報ができ、状況により救急車の配備等を行うもの、4月末現在の町内での設置数は149件となっています。

このシステムは、24時間365日体制での専門オペレーターが連絡を受け付けています。緊急時の通報に限らず、生活上の相談や、健康・介護等の相談などにも応じ、毎月2回の安否確認の連絡等を行っています。

また、機器から離れた場所で倒れられた場合でも通報できるように、ペンダント型の発信器もございます。設置者の個人負担は月額500円と通信費で、差額は町が負担しております。

この他にも救急医療情報キットを希望者に配付し、かかりつけ医や持病、緊急時の連絡先などの情報を記載して常備することにより、緊急搬送時の迅速な対応につなげる事業等も行っています。

また、本町を含め、多くの自治体が重点的に取り組んでいる地域包括ケアシステムでは、高齢者がいつでも住み慣れた地域で生き生きと暮らせるよう、地域包括支援センターや医療・介護関係機関、さらにボランティアグループなどの地域住民や多様な団体等が連携を図り、地域における支え合いの体制づくりを構築することを目指しており、町としましても、さらなる充実に努力していきたいと考えております。

以上です。

○議長（清神 清議員） 竹谷議員。

○議員（12番 竹谷 和彦議員） ありがとうございます。

そこでちょっとお尋ねですが、民生委員さんの活動についてお尋ねなんです、場所によっては一つも民生委員が回ってきかないというような話も聞きましたけれども、その辺の活動の把握とかはされているのでしょうか。

○議長（清神 清議員） 坂本町民福祉課長。

○町民福祉課長（坂本 哲夫君） 民生委員の活動につきましては、民生委員児童委員協議会のほうで、そういった活動のほうの指導といいますか、こういう形でお願いしますということで通達をしていると思いますが、独居老人の見守りというのも民生委員児童委員の職務の一つでございます。

ちょっと、今、見守りに来られないという、どれぐらいの頻度でちょっと来られないのかはわからないんですが、大体おおむね月に1回程度は見守りをしておられるのではないかとというふうに認識は

しておるんですが、ございますけども、ずっと長い間見守りが無いということになると、そういった独居老人として把握ができていのかどうかも含めてきちんと精査しないといけない部分はあろうかと思えますので、そういった点は、ちょっと民生委員児童委員協議会のほうに確認をしてみたいと思います。

○議長（清神 清議員） 竹谷議員。

○議員（１２番 竹谷 和彦議員） 一昨年ですが、この役場の近くの独居の方が、亡くなられて、何日か見つからなかったと、そこは一つも来ちゃなかったという話を聞きましたので、再度確認をよろしくお願いします。

○議長（清神 清議員） 坂本課長。

○町民福祉課長（坂本 哲夫君） 一応、そういった事例もあったということも含めて、民生委員児童委員協議会のほうに申し伝えたいと思います。

○議長（清神 清議員） 竹谷議員。

○議員（１２番 竹谷 和彦議員） 町長さんの説明にもありました、いろいろ通報のシステムのほう、今、すごいされているんだなと思ひまして、これはどんどん広げていっていただきたいと思ひます。

それでは、１問目の質問は終わります。

それでは、２問目行きます。

本町の個人商店の現状と町としての支援策、展望は。

過去１０年間の町内で廃業、倒産した商店等はどれくらいあるのか。また、町外に転出した企業等は何社あるのか。駅前の商店街が荒廃しているが、何か対応策は考えているのか。

若者の移住や起業に対する支援措置はあるのか。周防大島町では、役場内に周防大島町定住促進協議会をつくり、若者の移住や起業に対する働きかけを積極的に行っているが本町ではどうか。

お願いします。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） では、お答えいたします。

本町の商店は、戦後復興期から高度成長期にかけて数を増やし、駅前から天神にかけての地域で商店街を形成し、町の顔として存在しており、お祭りを開催するなど地域活性化の担い手、地域コミュニティを形成する場として地域に貢献してきました。

その後、車社会が進展したことにより、車で買い物に行く生活スタイルが定着したことにより、商店街の衰退傾向が顕著化してきました。

また、大規模小売店舗法が改正され、周辺地域の郊外に、大型ショッピングセンターが建設されるようになり、従来のスーパーマーケットの枠を超え、百貨店や映画館、専門店など、それまで商店街で提供してきた機能を取り揃え、しかも大型無料駐車場を用意した大型ショッピングセンターは、大規模商店街に匹敵する商業機能を持つようになりました。

それにより、十分な駐車場を持たず、商品の目新しさや価格競争力に劣っていた既存の商店街から客が流出し、全国的に商店街が衰退するようになり、中心商店街の空洞化現象やシャッター通り等、商店街の衰退により今後の再開発等に多くの自治体が直面している状況です。

お尋ねの、町内の商店数は、１０年前には小売店が１０７店舗ありましたが、現在は７８店舗、この１０年間で２９店舗の減少となっております。

主な理由としましては、後継者不足や高齢化などによる廃業がほとんどで、倒産によるものはございません。また、町外に転出した企業ですが、商店についてはございません。

次に、商店街が荒廃しているが、何か対応策はないかとお尋ねですが、１０年前から田布施町商工会、平生町商工会、大和町商工会の３商工会で、お一人１万円で１，０００円券が１枚ついてくる、総額１，０００万円での「ゆーなんギフトカード会」のプレミアム共通商品券を、毎年１２月に販売されておりますが、売れ行きは好調で、地域の商店の振興策として大変喜ばれております。

次に、若者の定住や起業に対する支援措置についてのお尋ねですが、若者と対象者を絞っているわ

けではございませんが、概ね若い世代が対象となる「お帰りなさい！親元同居・近居住宅取得応援事業」と「がんばれ子育て世代住宅取得応援事業」を実施しております。

また、農林水産業への新規就業者支援を実施しており、定住促進・地域振興の両面から町の活性化を寄与できる施策を実施しております。

起業に対する支援としては、田布施町創業支援事業計画を策定し、田布施町商工会、町内の金融機関の山口銀行、西京銀行、東山口信用金庫と周南市にあります日本政策金融公庫を相談事業者と認定しており、加えて、柳井商工会議所の起業セミナーの創業塾も支援事業と認定し、創業事業者が一定の要件を満たした個人相談を受けた場合や創業塾を受講した場合は、国の優遇施策が利用できる環境を整えています。

また、現在、田布施町での創業補助金制度の実施に向けて準備も進めております。

以上です。

○議長（清神 清議員） 竹谷議員。

○議員（１２番 竹谷 和彦議員） ありがとうございます。

今、創業支援事業の検討中ということで、非常にうれしく思いますけども、ところで、山口市には山口銀行が支援する、熊野町というところに山口産業支援財団に本社を置く女性創業応援やまぐち株式会社というのがございまして、盛んにテレビでも宣伝をしております。

できれば、そういう田布施でもそういったスポンサーがあらわれて、そうった活発な動きがあればいいと思うのですが、ところで、田布施の移住館がございすけれども、その利用状況というのはどんな感じでしょうか。

○議長（清神 清議員） 向山経済課長。

○経済課長（向山 智章君） すいません。今、ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、また後ほど機会を見てお話したいと思います。

○議長（清神 清議員） 竹谷議員。

○議員（１２番 竹谷 和彦議員） それをなぜ聞いたかという、周防大島町のホームページございます。周防大島町定住促進協議会のホームページを皆さんごらんになったことがありますか。

これすごいすばらしいです。ぱっと開けば、動いていて、動画も見れますし、そしてしょっちゅう東京に行って移住しませんかちゅう施策も行っています。

それで、そういうふうに「シマグラシ」とか「島コン」とか、すごいこの辺のリーダーシップ的な主体となる施策を行っていると思うんですけども、本町からそこに視察とかする予定はないでしょうか、大島のほうへ。

○議長（清神 清議員） 向山経済課長。

○経済課長（向山 智章君） 周防大島町に視察というのは、今のところ考えておりませんが、本町も農業の移住のツアーとかも組んでおりますし、また、この６月にも県と一緒に就農の関係で東京のほうに新規就農者の募集とか、また、大阪方面にも行くようにしておりますし、また、東京ビックサイトで行われるような移住相談室にも参加はしております。

○議長（清神 清議員） 竹谷議員。

○議員（１２番 竹谷 和彦議員） わかりました。

当町でも非常に活発に考えていらっしゃると、きょう、この黄色い田布施町まち・ひと・しごと創生総合戦略というのをさっきから読んでおりまして、すごい頑張っているというかいいいことだなと思いました。

ただ、この中を見ても、これから実施するようなことがいっぱいあるんで、それをぜひしていただきたい。例えば、資料なんですけど、２０ページ、地域資源を活用したまちづくりで河川公園開放イベント事業、その「河川公園を開放し、テーマに沿った多種多様なイベントの開催を企画します」とあります。これは、これからです、まだ実施になっていないですから。こういったことを実施していた

だきたいと思います。

ところで、周防大島町にはジャムズガーデンというジャム屋さんがございます、橘のほうに、これはちょっと御縁がございまして創業時から私よく存じています。そこは、もともと御主人は電力会社にお勤めだったんですけども、新婚旅行でヨーロッパのとあるジャムの専門店で立ち寄ったところ、すごい大きな感銘を受けて、これは日本でもこのようなジャムの専門店をやりたいと、そう思われたそうです。

そのひらめきが全ての始まりで、それで電力会社をやめて、奥さんの出身地である周防大島町に移られて、そこで起業されました。最初は奥さんと２人でジャムをつくりよったんですけど、今はとうとう株式会社になりました。そして、従業員も雇って、そして多くの雇用も生み出していると、そして、そういった若い力の動きを田布施町としても見つけて、これから支援していただきたいと思います。その辺、よろしくお願いします。

○議長（清神 清議員） 向山経済課長。

○経済課長（向山 智章君） 本町におきましても、集落営農法人のほうに新規就農者等も数名来られておりますし、また、漁業のほうもニューフィッシャーとして関東のほうから来て、今、実習等もされている方もおられますし、今後、漁業のほうでも進めていきたいとも思っております。

○議長（清神 清議員） 竹谷議員。

○議員（１２番 竹谷 和彦議員） すごい期待しております。

それで、以前質問しました「どぶろく」特区のほうのことを質問したんですけども、あちらはまだやられる方というのはあらわれないんですね。

○議長（清神 清議員） 亀田総務企画課長。

○総務企画課長（亀田 典志君） 一応、「どぶろく」特区の関係でやろうという方が、以前もお話したかもしれないですけど、それから動きはない状況で、田布施農業高校のほうで、その酒造研究部のところで、その辺のどぶろくの発表というか、東京でもそういったどぶろく全国サミットにも出ていただいてやってもらっているということで、実際に、事業としてやろうという方が今のところ出ていないというのが現状でございます。

○議長（清神 清議員） 竹谷議員。

○議員（１２番 竹谷 和彦議員） ありがとうございます。

せっかく田布施農工高校、そういう酒造科がありまして、そういう勉強もされていて、テレビで見たんですけど卒業生が県内の酒造会社に就職されたというのを見ましたけども、その受け入れ先が田布施にも欲しいという感じで思っております。

今後は、どんどん商業もしぼんで行って悲しいんですけども、何とか支援して若い方を支援していただければと思います。

それでは、私の質問は終わります。

○議長（清神 清議員） 以上で、竹谷和彦議員の一般質問を終わります。

これをもって一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩をいたしたいと思います。ただいまの時刻が２時４０分ですので、１０分間休憩、５０分から再開いたします。

暫時休憩します。

午後２時４０分休憩

.....

午後２時５０分再開

○議長（清神 清議員） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

-----・-----・-----

日程第 5. 議案第 30 号

日程第 6. 議案第 31 号

日程第 7. 議案第 32 号

日程第 8. 議案第 33 号

日程第 9. 議案第 34 号

日程第 10. 議案第 35 号

日程第 11. 議案第 36 号

○議長（清神 清議員） 日程第 5、議案第 30 号専決処分の承認について（田布施町税条例等の一部を改正する条例）から、日程第 11、議案第 36 号田布施町営住宅管理条例の一部を改正する条例まで、合計 7 件を一括議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由の説明を求めます。長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、本日提出いたしました 7 議案の概要について、御説明を申し上げます。

議案第 30 号、議案第 31 号及び議案第 32 号は、地方税法等の一部改正に伴い、平成 30 年 3 月 31 日、専決処分により、田布施町税条例等、田布施町都市計画税条例及び国民健康保険税条例の一部改正を行なったものであり、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、承認をお願いするものであります。

まず、議案第 30 号は、田布施町税条例等の一部を改正する条例であります。

主な改正点について御説明申し上げます。

1 点目は、地方税法の一部改正に伴い、個人住民税について個人所得課税の見直しにより、給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振りかえ、給与所得控除の見直し、公的年金等控除の見直し、基礎控除の見直しが行なわれたため、平成 33 年 1 月 1 日から個人町民税の非課税の範囲の規定の整備、基礎控除並びに調整控除に所得要件を設ける規定の整備を行うものであります。

2 点目は、法人町民税ですが、外国子会社合算税制等の見直しについて、国税の取り扱いに準じて規定の整備、または、納税環境整備について、国税と同様に資本金 1 億円超えの普通法人等に対して平成 32 年度から法人住民税の電子申告を義務づけるものであります。

3 点目は、町たばこ税ですが、国と地方のたばこ税の配分比率は 1 対 1 を維持した上で、地方のたばこ税率を本年 10 月 1 日から 3 段階で引上げるものであります。

また、加熱式たばこについても国のたばこ税同様に、重量と価格を紙巻たばこの本数に換算する方式として、こちらも本年 10 月 1 日から 5 年間かけて段階的に移行するものであります。

4 点目は、固定資産税ですが、土地の負担調整措置の 3 年延長、バリアフリー改修が行なわれた劇場や音楽室に係る税額の減額措置の創設、固定資産税の新築住宅に係る軽減措置など、特例措置の延長を行うものであります。

議案第 31 号は、田布施町都市計画税条例の一部を改正する条例であります。

主な改正点は、現行の土地の負担調整措置の 3 年延長、バリアフリー改修が行なわれた劇場や音楽室に係る税額の減額措置の創設をするものであります。

その他、地方税法の一部改正に伴い、条例の項ずれが生じておりますので、条文整理を行なうものであります。

議案第 32 号は、田布施町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

主な改正の 1 点目は、保険税の基礎課税額に係る課税限度額を 54 万円から 58 万円 に引き上げるものであります。

2 点目は、軽減判定において世帯の被保険者等の数に乗ずる金額を、5 割軽減の対象は現行の 27 万円から 27 万 5,000 円に、2 割軽減の対象は現行の 49 万円から 50 万円に改正し、軽減

対象世帯の範囲を拡大するものであります。

また、このほかに、これまで倒産や解雇等により離職された人など特例対象被保険者等に係る申告には、事実を証明するため雇用保険受給資格者証などの書類を必ず提示しなければなりませんでしたが、書類の提示については求められた場合のみに改め、申告の要件緩和を図るものであります。

議案第３３号は、田布施町税条例の一部を改正する条例であります。

生産性向上特別措置法の施行に伴い、集中投資期間中における中小企業の生産性革命を実現するための臨時的措置として、町が策定する導入促進基本計画に基づき、国の計画認定を受け、新たに投資した設備導入を対象に、固定資産税の償却資産の特例措置として、固定資産税の課税標準を３年間に限りゼロに軽減することに伴う条例整備であります。

なお、この特例減税に対する減収補填については、地方交付税で措置されます。

議案第３４号は、田布施町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例であります。

本案は、指定管理候補者を公募によらず選定する条項を他市町と同様に、事業効果が相当程度期待できると思慮するときや、公募を行う時間的余裕がないときなどに明確化しようとするものであります。

議案第３５号は、田布施町都市公園条例の一部を改正する条例であります。

主な改正理由は、都市公園法の改正により、都市公園における運動施設率の上限を条例において定める必要が生じたことから、これまで法が定めていた運動施設率と同じく、１００分の５０とするものであります。

また、この改正にあわせて、都市公園内における行為の制限事項を規則で委任することが可能となるようにするとともに、都市公園法に合わせて所要の改正を行うものであります。

議案第３６号は、田布施町営住宅管理条例の一部を改正する条例であります。

本案は、老朽化により、解体した砂田住宅の廃止に伴う条文の整備を行うべく、条例を改正するものであります。

以上、本日御提案申し上げました議案７件について、その概要を説明いたしました但、詳細につきましては、御質問に応じ、私及び関係参与から説明をいたしますので、宜しく審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

○議長（清神 清議員） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。議案第３０号、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑はなしと認めます。

続きまして、議案第３１号、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。

議案第３２号、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。

議案第３３号、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。

議案第３４号、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。

議案第３５号、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。

議案第36号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。

ほかに質疑はありませんね。ただいま、議題となっております議案第30号から議案第36号までの7件は、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付の議案付託区分表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

---

### 日程第12. 常任委員（経済厚生委員会）の選任

○議長（清神 清議員） これから、日程第12、経済厚生委員会副委員長を選任に当たりまして、暫時休憩をとりますが、経済厚生委員の方は、休憩中に議員控室におきまして、副委員長の互選を行っていただきたいと思います。

その結果を議長のほうに報告をしていただきたいというふうに思います。

再開は、休憩を取り消し、その副委員長が決まり次第再開したいというふうに思います。よろしくをお願いします。それでは経済厚生委員の方は議員控室へお願いします。

午後3時02分休憩

.....

午後3時08分再開

○議長（清神 清議員） それでは、休憩を取り消し、再開をさせていただきます。ただいま休憩中に開催されました経済厚生委員会における副委員長の選任の結果をお知らせいたします。

副委員長は、谷村善彦議員が選任されました。

これで報告を終わります。

---

○議長（清神 清議員） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これで散会といたします。

（ベル）

午後3時08分散会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 清 神 清

署名議員 畠 中 孝

署名議員 松田規久夫

---

平成30年 第2回（定例）田 布 施 町 議 会 会 議 録（第2日）

平成30年6月19日（金曜日）

---

議事日程（第2号）

平成30年6月19日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第30号  
専決処分の承認について（田布施町税条例等の一部を改正する条例）  
(委員長報告)
- 日程第3 議案第31号  
専決処分の承認について（田布施町都市計画税条例の一部を改正する条例）  
(委員長報告)
- 日程第4 議案第32号  
専決処分の承認について（田布施町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）  
(委員長報告)
- 日程第5 議案第33号  
田布施町税条例の一部を改正する条例  
(委員長報告)
- 日程第6 議案第34号  
田布施町公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例の一部を  
改正する条例  
(委員長報告)
- 日程第7 議案第35号  
田布施町都市公園条例の一部を改正する条例  
(委員長報告)
- 日程第8 議案第36号  
田布施町営住宅管理条例の一部を改正する条例  
(委員長報告)
- 日程第9 議案第37号  
固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第10 閉会中の継続調査（特定事件）について
- 日程第11 議員派遣について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 30 号  
専決処分の承認について（田布施町税条例等の一部を改正する条例）  
(委員長報告)
- 日程第 3 議案第 31 号  
専決処分の承認について（田布施町都市計画税条例の一部を改正する条例）  
(委員長報告)
- 日程第 4 議案第 32 号  
専決処分の承認について（田布施町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）  
(委員長報告)
- 日程第 5 議案第 33 号  
田布施町税条例の一部を改正する条例  
(委員長報告)
- 日程第 6 議案第 34 号  
田布施町公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例の一部を  
改正する条例  
(委員長報告)
- 日程第 7 議案第 35 号  
田布施町都市公園条例の一部を改正する条例  
(委員長報告)
- 日程第 8 議案第 36 号  
田布施町営住宅管理条例の一部を改正する条例  
(委員長報告)
- 日程第 9 議案第 37 号  
固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 10 閉会中の継続調査（特定事件）について
- 日程第 11 議員派遣について

---

出席議員（12人）

|      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|
| 1 番  | 畠中 孝議員  | 3 番  | 松田規久夫議員 |
| 4 番  | 西本 篤史議員 | 5 番  | 國本 悦郎議員 |
| 6 番  | 谷村 善彦議員 | 7 番  | 瀬石 公夫議員 |
| 8 番  | 林山 健二議員 | 9 番  | 河内 賀寿議員 |
| 10 番 | 石田 修一議員 | 11 番 | 木本 睦博議員 |
| 12 番 | 竹谷 和彦議員 | 13 番 | 清神 清議員  |

---

欠席議員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長      森本      充君                      書記      岩本      周平君

---

説明のため出席した者の職氏名

|        |          |         |           |
|--------|----------|---------|-----------|
| 町    長 | 長信   正治君 | 副 町 長   | 東    浩二君  |
| 教 育 長  | 尾崎   龍彦君 | 総務企画課長  | 亀田   典志君  |
| 税務課長   | 堀川    誠君 | 経済課長    | 向山   智章君  |
| 建設課長   | 田中   和彦君 | 建設課技幹   | 吉藤   功治君  |
| 町民福祉課長 | 坂本   哲夫君 | 健康保険課長  | 吉村   明夫君  |
| 総務課主幹  | 堀    昌子君 | 健康保険課主幹 | 山本   むつみ君 |
| 会計室長   | 惠元   朗夫君 | 学校教育課長  | 長合   保典君  |
| 社会教育課長 | 中田   正美君 | 社会教育課主幹 | 氏下   孝二君  |

---

午前 9 時 0 0 分開議

（ベル）

○議長（清神    清議員）    これから平成 3 0 年第 2 回田布施町議会定例会を開きます。  
本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

日程第 1. 会議録署名議員の指名

○議長（清神    清議員）    日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 1 2 0 条の規定により、國本悦郎議員、西本篤史議員を指名します。

---

日程第 2. 議案第 3 0 号

日程第 3. 議案第 3 1 号

日程第 4. 議案第 3 2 号

日程第 5. 議案第 3 3 号

日程第 6. 議案第 3 4 号

日程第 7. 議案第 3 5 号

## 日程第 8. 議案第 3 6 号

○議長（清神 清議員） 日程第 2、議案第 3 0 号専決処分の承認について（田布施町税条例等の一部を改正する条例）から日程 8、議案第 3 6 号（田布施町田布施町営住宅管理条例の一部を改正する条例）まで 7 件を一括議題といたします。

まず、委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。石田総務文教委員長。

○総務文教委員長（石田 修一議員） おはようございます。総務文教委員会の報告を申し上げます。

去る 6 月 1 1 日、本会議において本員会に付託されました議案第 3 0 号、第 3 1 号、第 3 3 号及び第 3 4 号につきまして 6 月 1 5 日に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議案 4 件につきましては、執行部に説明を求め、質疑・採決の結果、お手元に配付の審査報告書のとおり、議案第 3 0 号及び第 3 1 号につきましては全会一致で原案のとおり承認すべきものと、また、議案第 3 3 号及び第 3 4 号につきましては同じく全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告とします。

○議長（清神 清議員） 次に、木本経済厚生委員長。

○経済厚生委員長（木本 睦博議員） 経済厚生委員会の報告を申し上げます。

去る 6 月 1 1 日の本会議において当委員会に付託されました議案第 3 2 号、3 5 号及び第 3 6 号について 6 月 1 3 日に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議案 3 件につきましては執行部に説明を求め、質疑、採決の結果、お手元に配付の審査報告書のとおり議案第 3 2 号につきましては全会一致で原案のとおり承認すべきものとしました。また、議案第 3 5 号、第 3 6 号につきましては同じく全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告といたします。

○議長（清神 清議員） 以上で、各委員長報告を終わります。

これから、各委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。討論は 7 件を一括してお願いします。議案第 3 0 号から議案第 3 6 号まで討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 3 0 号専決処分の承認について（田布施町条例等の一部を改正する条例）を採決いたします。本件に対する委員長の報告は承認です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。〔賛成者起立〕

○議長（清神 清議員） 起立全員です。したがって、議案第 3 0 号は、委員長の報告のとおり承認されました。

次に、議案第 3 1 号専決処分の承認について（田布施町都市計画税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。本件に対する委員長の報告は承認です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（清神 清議員） 起立全員です。したがって、議案第 3 1 号は、委員長の報告のとおり承認されました。

次に、議案第 3 2 号専決処分の承認について（田布施町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決します。本件に対する委員長の報告は承認です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（清神 清議員） 起立全員です。したがって、議案第３２号は、委員長の報告のとおり承認されました。

次に、議案第３３号田布施町税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（清神 清議員） 起立全員です。したがって、議案第３３号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第３４号田布施町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（清神 清議員） 起立全員です。したがって、議案第３４号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第３５号田布施町都市公園条例の一部を改正する条例を採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（清神 清議員） 起立全員です。したがって、議案第３５号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第３６号田布施町営住宅管理条例の一部を改正する条例を採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（清神 清議員） 起立全員です。したがって、議案第３６号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

## 日程第９．議案第３７号

○議長（清神 清議員） 日程第９、議案第３７号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。議案の朗読は省略いたします。提案理由の説明を求めます。長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、本日、御提案いたしました議案第３７号の提案理由を御説明申し上げます。

議案第３７号は、田布施町固定資産評価審査委員会委員、林健治さんの任期が本年６月末をもって満了することに伴い、引き続き同氏に委員に選任いたしたく、地方税法第４３２条第３項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

林さんは元銀行にお勤めで、平成２７年から同委員をお願いしております。人格及び識見に優れ、２期目となる今回の委員として適任と考え、提案するものであります。よろしく審議を賜り、同意いただきますようお願い申し上げ、提案理由といたします。

○議長（清神 清議員） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。議案第３７号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっています議案第３７号は、会議規則第３９条第３項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第３７号は、委員会付託を省略す

ることに決定をいたしました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第37号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。本件は、原案のとおり決定をすることに同意の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（清神 清議員） 起立全員です。したがって、議案第37号は、原案のとおり同意されました。

---

#### 日程第10. 閉会中の継続審査について

○議長（清神 清議員） 次に、日程第10、閉会中の継続審査についてを議題とします。

総務文教委員長及び議会広報委員長より、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申し出書のとおり、特定事件の調査事項について閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

---

#### 日程第11. 議員派遣について

○議長（清神 清議員） 次に、日程第11、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。会議規則第122条の規定により、お手元に配付しました議員派遣についてのとおり、議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 異議なしと認めます。よって、ただいまのとおり、議員派遣をすることに決定をいたしました。

お諮りします。ただいま議員派遣は決定されましたが、後日、日程等の変更がある場合は、変更の決定について議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 異議なしと認めます。よって、日程等の変更の決定は議長に委任されました。

---

○議長（清神 清議員） これで、本日の日程は全て終了いたしました。

以上で、会議を閉じます。

平成30年第2回田布施町議会定例会を閉会いたします。

（ベル）

午前9時20分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 清 神 清

署名議員 國 本 悦 郎

署名議員 西 本 篤 史